## 「責任ある機関投資家」の諸原則

≪日本版スチュワードシップ・コード≫

## 再改訂案に対する英語のご意見の概要及びそれに対する回答

No.	コメントの概要(原文抜粋)	和訳(事務局仮訳)	回答
●問	1-1(日本の上場株式以外の資産に投資する	機関投資家への本コードの適用)	
	This is an important addition to the Code.	前文 10 の追加は本コードの重要な改訂部	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	This is of particular importance for distressed	分である。特に、経営不振の企業では、債券	います。
	companies, where bondholders can have a	保有者は企業の将来に対して多大な影響力	
1	significant influence on a company's future.	を持つため重要である。経営不振の場合に	
	In a distressed situation, bondholders and	おいては、債券保有者と株式保有者が投資	
	equity holders can form committees to	先企業を積極的に支援するような委員会を	
	actively assist the company.	設置することが想定できる。	
	The revision in preamble 10 is logical and	顧客の資産のスチュワードとして行動する	
	appropriate because the principle of acting as	原則は株式のみに適用されるものではない	
	stewards of our clients' capital does not only	ため、本改訂は論理的で適切である。さらに	
2	apply to equities. Moreover, this	は、固定利付債券やマルチアセットやオルタ	
2	consideration is becoming more important	ナティブによる戦略が拡大していることに鑑	
	given the growth of fixed income, multi-asset	みれば、このような考慮はより重要となろう。	
	and alternative strategies.		
	(他 同旨1件)		
	We support the expansion of the reach of	スチュワードシップの範囲を広げることに	
3	stewardship. Pension funds with a high	替同する。ポートフォリオの中で株式以外の	
	proportion of non-equity asset classes in	他の資産への投資比率が高い年金基金は、	

長戦略の一環として
ことや、株式投資を行
-ジメントが、企業のコ
)改善に向けて最も効
こと等を踏まえ、基本
に投資を行う場合が
ているところです。
は、日本の上場株式
頃に置いて各原則・指
その他の資産への適
原則・指針も含まれま

			す。そのため、他の資産に投資を行う際に は、当該他の資産に適用可能な範囲で本コ
			ードの原則・指針を適用することが想定され
			ています。
			また、他の資産に投資を行う場合には、
			「本コードの冒頭に掲げる『スチュワードシッ
			プ責任』の遂行に資する限りにおいて」コード
			を適用することも可能とさせていただいてお
			りますところ、スチュワードシップ責任の遂行
			に資さない場合には、本コードの適用対象と
			しては想定されていない、ということになりま
			すので、留意が必要と考えます。
	The Code should avoid being overly	各資産において最も適切な方法でスチュ	ご指摘のとおり、日本の上場株式とそれ以
	prescriptive to ensure enough flexibility to	ワードシップが行われるような十分な柔軟性	外の資産とでは性質も異なり、自ずとスチュ
6	implement stewardship in the most	を確保したものとなるよう、本コードを過度に	ワードシップ活動の範囲や程度も異なってく
0	appropriate way for each asset class.	規範的なものとしないようにするべき。	ることが想定されます。そうした点も踏まえな
	(他 同旨1件)		がら他の資産への本コードの適用を検討す
			ることは重要であると考えます。
	It is positive that the revised Code refers	本コードが株式だけでなく他の資産クラス	本コードは日本の成長戦略の一環として
	other asset classes beyond equities. But we	にも適用範囲を拡大することはよいことであ	策定されたものであることや、株式投資を行
7	believe the language could be stronger in	る。しかし、他の資産クラスを含めたスチュワ	う場合におけるエンゲージメントが、企業のコ
	encouraging stewardship across other asset	ードシップの促進に当たり、特に企業の負債	ーポレートガバナンスの改善に向けて最も効
	classes, particularly corporate debt.	について更に踏み込んだ言及ができるので	率的かつ効果的であること等を踏まえ、基本
	Creditors, like shareholders, bear the residual	はないか。株主と同様、債券者は財務に関	的に、日本の上場株式に投資を行う場合が

	risk of the company as financial stakeholders.	するステークホルダーとして企業の残余リス	引き続き念頭に置かれているところです。し
	Moreover, many institutional investors may	クを負っている。更に、多くの機関投資家は、	たがって、本コードは、日本の上場株式に投
	hold positions in both the debt and equity of	同じ企業に対して株式と債券の両方のポジ	資を行う場合を念頭に置いて各原則・指針が
	the same company, so should have a	ションを取っている。それゆえ、株主と債券者	定められており、その他の資産への適用が
	stewardship interest in promoting sustainable	の双方の利害が一致する持続可能な企業価	想定されていない原則・指針も含まれます。
	corporate performance that meets the needs	値向上の促進に向けて、機関投資家はスチ	そのため、他の資産に投資を行う際には、当
	of both shareholders and creditors.	ュワードシップ上の関心をもつべき。	該他の資産に適用可能な範囲で本コードの
	It would be useful to signatories to include	スチュワードシップ活動が実効的であるか	原則・指針を適用することが想定されていま
	examples of ways in which they could	どうかは定期的な報告(原則6)によって判明	す。
	effectively steward different asset classes,	するということを認識した上で、別々の資産	今回のパブリックコメントの問1-2で、上
8	acknowledging that the primary means of	においてどのように効果的な方法でスチュワ	場株式以外の資産に投資する場合のスチュ
o	understanding whether the activities	ードシップを実行するかについて例を示すこ	ワードシップ活動について、多くの留意点を
	undertaken have been effective will be	とは署名機関にとって有益であろう。	ご意見としていただいており、本回答にそれ
	through the periodic reporting requirements		らを掲載しております。これらも踏まえながら
	(as set out in Principle 6).		他の資産への本コードの適用を検討すること
	We are supportive of the Revision Draft	本コードが複数の資産クラスに適用し得る	も有益と考えます。
	applicable to multiple asset classes. That	ように改訂されることを支持する。更にいえ	
	said, the Revision Draft should acknowledge	ば、各々の資産クラスによって関係する権利	
9	that there may be differences in the way RI	や義務が異なることを踏まえて、資産クラス	
9	principles are applied to different asset	の違いによって責任投資原則の適用方法が	
	classes, given that each asset class has a	異なることを、改訂案に記載するべき。	
	unique set of rights and obligations		
	associated with it.		

10	It is too early to include debt in the scope of the Stewardship Code, because debt is a non-voting security and therefore holders of it have little ability to improve governance, the most important thing to improve in Japan. Inclusion of debt in the scope of the Code at	本コードの適用範囲に債券を含めるのは 時期尚早である。その理由は、債券は議決 権のない証券であるため、その保有者が、日 本で最も重要な改善事項であるガバナンス を改善する余地が小さいためである。現時点 で本コードの適用範囲に債券を含めること	本改訂案では、スチュワードシップ責任は 日本の上場株式に投資を行う場合に限られ ないのではないか等の意見を踏まえて、「他 の資産に投資を行う場合にも適用することが 可能である」との文言を追加したところです。 ご指摘のとおり、日本の株式投資を行う場
	this stage will also have the effect of putting undue burdens on corporate pension funds and other smaller potential signatories.	は、企業年金や他の小さな受入れ候補機関 に過度な負荷を課すことになる。	合におけるエンゲージメントが、日本企業の コーポレートガバナンスの改善に向けて最も 効率的かつ効果的であると考えます。その点 も踏まえ、本コードにおいては、基本的に、日
1	We think that the reference to 'other asset classes' may not be appropriate in light of the substantive content of the Code. In the Japanese context, we suggest that for the time being the Code continues to focus on shareholder stewardship as a matter of corporate governance relations and once stewardship practices in Japan have achieved the desired outcomes, the FSA considers the expansion of stewardship obligations to other assets. (他 同旨1件)	他の資産への言及は、コードの実質的な 内容に照らすと適切でないと考える。日本に 関して考えれば、当面の間は、本コードはコ ーポレートガバナンスとの関係からも株主の スチュワードシップに焦点を置き続けるべき だと考える。日本におけるスチュワードシップ の実務が目指していた効果を生んだ後に、ス チュワードシップ責任を他の資産にも拡大す ることを考えるべき。	本の上場株式に投資を行う場合を引き続き 念頭に置いております。 また、他の資産に投資を行う場合には、 「本コードの冒頭に掲げる『スチュワードシッ プ責任』の遂行に資する限りにおいて」コード を適用することも可能とさせていただいてお りますところ、スチュワードシップ責任の遂行 に資さない場合には、本コードの適用対象と しては想定されていない、ということになりま すので、留意が必要と考えます。

12	We support the amendment that mentions the applicability of stewardship responsibilities to all asset types beyond just Japanese listed shares. The suggested change, however, only ventures to state that the "Code may also apply to other asset classes". We would encourage the Code to explicitly state that stewardship responsibility applies to all asset	スチュワードシップ責任が日本株式のみな らずその他の資産に及ぶとすることに賛成す る。もっとも、本改訂案では、「他の資産に投 資を行う場合にも適用することが可能であ る」としているにすぎないため、本コードにお いてスチュワードシップ責任がその他の資産 に及ぶことを明示的に示すことを奨励する。	本コードは日本の成長戦略の一環として 策定されたものであることや、株式投資を行 う場合におけるエンゲージメントが、企業のコ ーポレートガバナンスの改善に向けて最も効 率的かつ効果的であること等を踏まえ、基本 的に、日本の上場株式に投資を行う場合が 引き続き念頭に置かれているところです。 しかし、他の資産に投資を行う場合におい
	classes. (他 同旨1件)		て、スチュワードシップ活動の裾野が広がる ことは歓迎すべきことであり、「本コードの冒 頭に掲げる『スチュワードシップ責任』の遂行 に資する限りにおいて」積極的な取組みが行 われることを期待します。
13	We should be expected to be stewards of our assets in all asset classes in which we invest, recognising that proportionality and prioritisation of stewardship resources will vary across asset owners and the asset managers we use. We would however suggest that the text of the draft code is strengthened to specifically state that it applies to all asset classes with the deletion of the following text "as far as it contributes to fulfilling the stewardship	スチュワードシップのリソースの均整及び 優先度はアセットオーナーと委託する運用機 関によって異なるものであるが、投資する全 ての資産についてスチュワードとなることが 期待されている。 本改訂案の文言は記載ぶりを強め、前文 10の「本コードの冒頭に掲げる『スチュワード シップ責任』の遂行に資する限りにおいて、」 を削除して全ての資産に対してコードが適用 されることを明確に示すべき。	本コードは日本の成長戦略の一環として 策定されたものであることや、株式投資を行 う場合におけるエンゲージメントが、企業のコ ーポレートガバナンスの改善に向けて最も効 率的かつ効果的であること等を踏まえ、基本 的に、日本の上場株式に投資を行う場合が 引き続き念頭に置かれているところです。 一方、他の資産へ投資を行う場合につい ては、日本の上場株式とは資産の性質が異 なることから、全く同様のスチュワードシップ 活動は期待できない場合も想定されます。ま

	responsibilities mentioned in the heading of		た、画一的・形式的な他の資産へのコードの
	this Code".		適用により、企業の持続的成長や中長期的
			な企業価値の向上というコードの目的から離
			れたスチュワードシップ活動がなされることは
			推奨されないところです。この点も踏まえ、
			「本コードの冒頭に掲げる『スチュワードシッ
			プ責任』の遂行に資する限りにおいて」という
			限定を付しておりますことをご理解いただけ
			ればと思います。
	It should be clarified that even a debt investor	日本の上場株式に投資しない債券投資家	ご指摘のような日本の上場株式への投資
	that does not invest in listed Japanese shares	であっても、本コードの受入れが可能である	をしていない債券保有者であっても、本コー
14	should be able to sign the code.	ということを明確にすべき。	ドの冒頭に掲げる「スチュワードシップ責任」
14			に沿う形でスチュワードシップ活動を行って
			いただける場合には、本コードへの受入れは
			可能です。
	We think that there is a mismatch between	前文 10 に示されているコードの範囲と原	機関投資家向けサービス提供者に関して
	the scope of the Code as it is identified in	則8は整合していない。特に、日本で活動す	は、前文10に示す機関投資家が実効的なス
	para 10 and the new Principle. We, therefore,	るサービスプロバイダーについて前文 10 で	チュワードシップ活動を行うことに資するサー
15	suggest that you expand the scope of the	具体的に言及して本コードの範囲を拡大させ	ビスを提供している主体が念頭に置かれて
10	Code and specifically mention service	る一方で、議決権行使助言会社には原則8	おります。
	providers with activities in Japan in para 10,	だけが関係することを明確にすべき。	原則8は、機関投資家向けサービス提供
	but make it clear that only Principle 8 is		者に関する原則・指針ですが、原則8以外の
	relevant for proxy advisors.		原則・指針も、原則8と矛盾しない範囲で機

		関投資家向けサービス提供者に適用されま す。
16	We would suggest that the provision clarifies that stewardship should not be limited to particular institutions, geographies or asset classes.	本コードは日本の成長戦略の一環として 策定されたものであることから、本コードにお いては、基本的に、日本の上場株式に投資 を行う場合が引き続き念頭に置かれておりま す。ただし、外国資産に投資する場合にも適 用は可能です。

●問	●問1-2(機関投資家が他の資産に投資を行う場合に本コードを適用するに当たっての留意点)			
17	Bondholders have different rights versus	債券保有者は株式保有者とは別の権利を	ご指摘のとおり、日本の上場株式とそれ以	
	holders of equity interests. The way in which	持っている。どのように責任投資原則が適用	外の資産とでは性質も異なり、自ずとスチュ	
	RI principles are applied may vary depending	されるかは、投資家/顧客の運用戦略全体	ワードシップ活動の範囲や程度も異なってく	
17	on the overall investment strategy of the	や投資の性質によって変わり得る。	ることが想定されます。	
	investor/client, and the nature of the		そうした点も踏まえながら他の資産への本	
	investment.		コードの適用を検討することは重要であると	
	While most interests are shared between	株式への投資家と他の資産への投資家と	考えます。	
	investors in equities and those in other asset	の間には多くの共通利益があると考えるが、		
	classes, there are some obvious differences.	いくつか明確な違いがある。例えば、固定利		
	For example, fixed income investors do not	付債券の投資家は議決権を保有しておら		
18	have voting rights and need to exercise their	ず、別の手段で自身の権利行使をしなけれ		
10	rights through other means. They should	ばならない。当該投資家は契約書や約定に		
	explain their approach to seeking	おける条件修正等のアプローチを説明すべ		
	amendments to terms and conditions in	き。		
	indentures or contracts.			
	(他 同旨2件)			
	Stewardship can help to play an important	スチュワードシップはあらゆる資産クラス	本コードにおいては、基本的に、日本の上	
	role in helping to create sustainable value	にわたって持続可能な価値創造に役立つ重	場株式に投資を行う場合が引き続き念頭に	
19	across all asset classes. The Code should ask	要な役割を果たすものである。異なる資産ク	置かれているため、他の資産に投資を行う場	
19	signatories to explain the approach they take	ラスに対してどのようなアプローチでスチュワ	合のコードの適用については、「本コードの	
	to stewardship in different asset classes.	ードシップ活動に取り組むのかについて、本	冒頭に掲げる『スチュワードシップ責任』の遂	
		コードは受入れ機関に説明を求めるべき。	行に資する限りにおいて、他の資産に投資を	

· · · · ·		1	۱ ۱
	Signatories should set out what assets the	本コードの受入れ機関は、どの資産にコ	行う場合にも適用することが可能である」とし
	code applies to, and how the code is	ードを適用し、それぞれの資産ごとにコードを	ており、必ずしも、実施しない理由を説明する
	implemented within the different asset	どのように実施するのかを提示するべき。そ	ことを求めるものではございません。他の資
20	classes. This will assist the signatory's	うすることで、署名機関の顧客及びそのステ	産へ拡大される場合には、スチュワードシッ
	clients and stakeholders in understanding any	ークホルダーがその違いを理解する一助とな	プ責任を果たすための方針の中で積極的に
	differences and improve transparency to the	り、市場に対する透明性を高めることにな	その旨ご説明いただくことが想定されます。
	market.	る。	
	Given that the amended paragraph now puts	本改訂案が他の資産クラスに焦点を当て	他の資産へのコードの適用については、
	focus on other asset classes, additional	るに当たって、機関投資家に何が期待される	前文 10 のとおり、「本コードの冒頭に掲げる
	clarity on what may be expected would assist	のかについてより明確にすることで、機関投	『スチュワードシップ責任』の遂行に資する」
	investors in developing stewardship practices	資家が他の資産クラスに対するスチュワード	スチュワードシップ活動が広がることを期待
	in this area of investment.	シップ活動を行う際の一助となると思われ	いたします。つまり、本コードが「『スチュワー
21	It would be most effective if the FSA could	る。	ドシップ責任』の遂行に資する限りにおいて」
	work together with other regulators.	このような取組みは、金融庁が他の規制	他の資産に投資をする場合にも適用されるこ
	(他 同旨1件)	当局と協働する場合に最も実効性を有する。	とで、投資家と投資先企業との間の建設的な
	1		対話を通じた企業の中長期的な企業価値の
	1		向上や持続的成長が促されることを期待しま
	1		す。
	Opportunities for engagement for fixed	債券保有者の中でも、社債と国債ではエ	本コードの冒頭に掲げる「スチュワードシッ
	income investors in corporate bonds will be	ンゲージメントの機会が異なる。	プ責任」においては、「企業の企業価値の向
22	different from investors in sovereign bonds.		上や持続的成長」を目的とするスチュワード
22	1		シップ活動が想定されていることから、公共
	1		債に関しては、本コードの適用対象としては
			想定されていないということになります。

●問	●問2(サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的持続可能性)に関する課題)		
	We generally welcome and support the	本改訂案に概ね賛成・支持する。ESG 要	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	Council's proposals to refresh the	素の重要性が世界的な高まりを見せる中、	います。
	Stewardship Code through the adoption of	スチュワードシップ・コードが、次の 10 年にお	
	the Revision Draft. Given the growing	ける国際的なベストプラクティスと整合的であ	
	importance of Environmental, Social and	ることは重要なことである。	
	Governance ("ESG") factors in the global	本改訂案における機関投資家の投資戦	
	marketplace, we believe it is important to	略の文脈の中で「サステナビリティの考慮」の	
23	ensure that the Stewardship Code remains	概念を導入することについて支持する。	
23	relevant and reflective of best international		
	practices as we move into a new decade.		
	We are supportive of the Council's proposal		
	to incorporate in the Revision Draft the		
	concept of a "consideration of sustainability"		
	in the context of institutional investors'		
	investment management strategies.		
	(他 同旨5件)		
	We support the inclusion of	本改訂案にサステナビリティ及び ESG 要	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	sustainability/ESG factors in the Revision	素を含めることに賛成する。	います。ご指摘のとおり、改訂によっても本コ
	Draft.	本コードの目的が企業価値の向上である	ードの目的が、投資先企業の企業価値の向
24	As the aim of Japan's Stewardship Code is	ことから、「署名機関は財務上重要な ESG 要	上や持続的成長を促すことである点に変更
	to create corporate value, a suggested phrase	素を考慮すべき」という表現を使ってはどう	はありませんので、その点を明確にするた
	to use could be "Signatories should consider	か。対話の質を高めるため、企業において不	め、前文では、「スチュワードシップ責任」を、
	financially material ESG factors". In order	明点がある場合には、なぜ ESG に関する質	「機関投資家が、投資先企業やその事業環

	to promote quality dialogue, we suggest that	問が投資において重要なのか、企業価値に	境等に関する深い理解のほか運用戦略に応
	if corporates have uncertainty, they should	どれだけ重要な影響を与えるのかを、投資	じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長
	also ask investors about the need to explain	家に説明を求めるべき。	期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な
	why any E, S or G question is material to their		『目的を持った対話』(エンゲージメント)など
	investment case or how it materially impacts		を通じて、当該企業の企業価値の向上や持
	corporate value.		続的成長を促すことにより、『顧客・受益者』
			(最終受益者を含む。)の中長期的な投資リ
			ターンの拡大を図る責任を意味する」と定義
			しております。ご指摘のような財務上重要な
			要素の考慮も含め、サステナビリティに関す
			る課題をどのように考慮するかについては、
			各機関投資家が自らの「運用戦略に応じて」
			検討を行った上でスチュワードシップ方針に
			おいて明確に示すことが重要だと考えており
			ます。
	We suggest that sustainability, including ESG	原則3における規定の中にも明確に環境・	原則3については、本改訂前の指針3-3
	considerations is clearly incorporated in the	社会・ガバナンス(ESG)を含むサステナビリ	において、把握する投資先企業の内容とし
	provisions accompanying Principle 3.	ティの考慮が示されるべき。	て、「投資先企業のガバナンス事業にお
	Principle 1-1: We have a minor comment	また、指針1-1の脚注6につき、マイナー	けるリスク・収益機会(社会・環境問題に関連
25	about footnote 6 , where we suggest that you	な点ではあるが、ESG の内容は正しい順に	するものを含む)」との記述があり、同種の事
	explain the abbreviation ESG in the right	並べるべき。つまり、「環境、社会、ガバナン	項の把握を既に求めております。
	order, that is 'environmental, social and	スに関する課題」とするべき。しかし、もしガ	また、指針1-1に関するご指摘につきま
	governance matters' . However, if you want to	バナンスを環境・社会に関する課題よりも強	して、本改訂前の本コードの指針3-3に付
	emphasize governance, rather than	調したいのであれば、本文に ESG という言葉	していた脚注では、ガバナンスと共に社会・

	environmental and social matters, then we	は使わずに、指針3-3で記載していたよう	環境問題に関連するものについて、「ESG 要
	suggest that you do not use the term ESG in	に、代わりに「社会と環境に関する要素」又	素」と呼ばれると記載しておりました。本改訂
	the main text and you replace it with 'social	は「課題」と書くべきと考える。	によって、コードの本文に新たにサステナビリ
	and environmental factors' or 'matters' as		ティの考慮を求める記述を入れ、「ESG 要素
	you do in Principle 3−3.		を含む中長期的な持続可能性」と改めて定
			義したことを受け、従前の上記脚注を、本文
			中の「サステナビリティ」の初出箇所である指
			針1-1の脚注へと移動させたため、ESG 要
			素については「ガバナンス及び社会・環境に
			関する事項」を指すという記載ぶりにしていま
			す。もっとも、これらの要素については、記載
			の順番によりその重要性に優劣があることを
			意図したものではありません。
	We would note that Stewardship has become	我々は「スチュワードシップ」が ESG の問	指針4-2は「サステナビリティを巡る課題
	synonymous with a focus on engaging with	題に関する企業との対話に焦点を当てること	に関する対話に当たっては、運用戦略と整合
	companies on ESG issues: we feel that this	と同義になっていることに注目しており、この	的で、中長期的な企業価値の向上や企業の
	view falls short of how fiduciaries should be	ような考え方は受託者がどのように資産と関	持続的成長に結び付くものとなるよう意識す
	interacting with their assets. It should	わるべきかという点が欠けてしまうのではな	ること」を求めているものであり、対話の要素
26	therefore be reinforced in the Code that	いかと感じている。したがって、スチュワード	を ESG 要素に限る意図はありません。投資
	stewardship is about creating sustainable	シップはその全ての側面において持続可能	先企業と対話する事項は、ご指摘のような資
	value (from the definition) in all its facets and,	な価値を生み出すものであり、疑念を避ける	産に関する財務及び戦略的な要素も含め、
	for the avoidance of doubt, that engagement	ためには、対話は、ESG 要素に加えて資産	様々な項目が想定されますが、どのような項
	to this end should also include financial and	に関する財務及び戦略的な要素も含めるも	目に着目するかは、個々の機関投資家が、
	strategic factors associated with the asset	のとすべき。	自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企

	along with ESG factors.		業価値の向上や企業の持続的成長に結び
			付くものとなるよう意識して判断することが重
			要であると考えます。
	References that institutions should consider	機関投資家が「サステナビリティ」を考慮	本コードにおいては、従来より投資先企業
	"sustainability" are a natural and feasible	すべきという記載は、自然かつ実行可能な一	のガバナンスを中心とした事業環境等の深
	step forward, but at this early stage direct	歩ではあるものの、一方で、「ESG 要素」や	い理解に基づく建設的な目的をもった対話が
	requirements to consider "ESG factors" and	「SDGs」の考慮を直接的に要求するのは時	されることを主に想定しております。しかし、
	"SDGs" will confuse Japan's market by	期尚早であり、日本市場を混乱させることに	サステナビリティについて、咋今、投資家、企
	distracting attention from the inescapable	なる。それは、日本企業はまずは自社のガ	業等の関心が世界的に急速に高まっている
	fact that Japanese companies must first	バナンスの向上が必要であり、それができて	ことを受け、本改訂案では、ESG 要素を含む
	improve their governance, and only then can	初めて、取締役会が持続可能な収益性と財	中長期的な持続可能性(サステナビリティ)の
	boards be realistically expected to more	政状況に重要な影響を及ぼす ESG 要素を特	考慮を求める規定を追加いたしました。
	responsibly identify and consider those ESG	定し、考慮することが現実に期待される、とい	ご指摘のような懸念もあり、前文では、「ス
27	factors that have a material impact on their	う不可避な現実から目を背けることになるた	チュワードシップ責任」を、機関投資家が、投
	sustainable profitability and financial	めである。	資先企業やその事業環境等に関する深い理
	condition. It is also because globally and not	そして、世界的に、これは日本だけではな	解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ
	just in Japan, the world of ESG-based	いが、ESG 投資の世界は未だ初期段階であ	(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の
	investment is still in its very early stages, and	り、あらゆる個別の業種において詳細な ESG	考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」
	there is little agreement about what precise	要素が持続可能な成長や収益性にとっても	(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の
	ESG factors in any particular industry are	っとも重要なのか、どのような ESG 関連の統	企業価値の向上や持続的成長を促すことに
	most important for sustainable growth and	計や事実が企業によって開示されるべきか	より、「顧客・受益者」(最終受益者を含む。)
	profitability, and which ESG-related statistics	について、ほぼ合意が得られていないためで	の中長期的な投資リターンの拡大を図る責
	and facts should be disclosed by companies.	ある。	任を意味すると定義しております。
	(他 同旨2件)		

			その意味で、本コードにおけるサステナビ リティの考慮は、投資先企業の企業価値の 向上や持続的成長を促すための考慮を想定 しております。 指針1-2でお示ししたとおり、各機関投 資家が、運用戦略に応じて、サステナビリテ
			ィに関する課題をどのように考慮するかにつ いて、検討を行った上でスチュワードシップ方
			針において明確に示すことが重要だと考えて おります。
	We believe it is appropriate for sustainability	本改訂案の中にサステナビリティが含ま	本改訂案では、「運用戦略に応じて」サス
	to be incorporated into the text of the revised	れたことは適切だと考える。しかしサステナビ	テナビリティに関する課題をどのように考慮
	draft. However, further clarification of the	リティの意味はより明確にされることが有益	するかについて、検討を行った上でスチュワ
	meaning of sustainability (ESG factors are	である(ESG 要素は様々な定義がされがちで	ードシップ方針において明確に示すことを求
	subject to various definitions) would be	ある)。	めており、サステナビリティを巡る課題の考
	helpful.	機関投資家は、企業が持続的であるよう	慮に当たっては、運用戦略と整合的で、中長
28	Institutional investors have a vital role to play	に適切に促進されるに当たり、重要な役割を	期的な企業価値向上や企業の持続的成長
28	in ensuring that companies are receiving the	負っている。投資先企業の行動の長期的持	に結び付くものとなるよう意識することが重要
	appropriate encouragement to be sustainable.	続可能性に注目することは、顧客のファンド	だと考えております。
	Our attention to the long-term sustainability	にかかる責任あるスチュワードシップの核と	現在記載している以上に ESG 要素やサス
	of our investee companies' actions forms a	なる要素であり、本コードにおいてもそのよう	テナビリティに関して個別に詳細な定義をす
	core component of our responsible	に正しく認識されるべき。	ると、却って列挙項目のみに注力すれば足り
	stewardship of our clients' funds, and should		るとの誤解を招くおそれもあることや、サステ
	be rightly identified as such within the		ナビリティについては、昨今、投資家、企業

	stewardship code.		等の関心が世界的に急速に高まっています
	(他 同旨1件)		が、現時点において、国際的に合意された単
	Interpretations of "sustainability" and "long-	「サステナビリティ」と「長期的」についての	ーの定義は確立していないと認識しているこ
	term" are often disputed. The Code should be	解釈がしばしば議論されている。サステナビ	ともあり、より詳細な定義を定めることは控え
	clear that sustainability includes the impacts	リティは投資先企業の影響力と外部性を含	させていただきます。
	and externalities generated by investee	んでおり、長期主義は市場参加者よりもむし	
	companies, and that long-termism is defined	ろ受益者の利益への言及によって定義され	
	by reference to the interests of beneficiaries	るべきものであることを本コードで明確にする	
29	rather than market participants. Sustainability	べき。サステナビリティに関する事項は長期	
	issues are fundamental to long-term value	的な企業価値の創造の基本であり、この傾	
	creation, a trend set to increase over time.	向は徐々に高まっている。「サステナビリテ	
	We recommend that the precise meaning of	ィ」と「長期的な」という言葉の正確な意味が	
	the terms "sustainability" and "long-term"	より明確に定義されることを提案する。	
	are defined more clearly.		
	(他 同旨1件)		
	We are concerned that including	指針1-1や指針1-2に「運用戦略に応	サステナビリティについては、昨今、投資
	'corresponding to their investment	じて」という言葉を入れることで、自身の運用	家、企業等の関心が世界的に急速に高まっ
	management strategies' (Guidance 1-1 and	戦略に合致しなければサステナビリティを考	ていることを受け、改訂案では、指針1-2で
	1-2) may run the risk of being interpreted as	慮しなくてよいように解釈されるリスクがある	お示ししたとおり、運用戦略に応じて、サステ
30	investors not needing to consider	と考える。各投資家独自のスチュワードシッ	ナビリティに関する課題をどのように考慮す
	sustainability if it does not correspond to	プのアプローチや手法の明確化を求める意	るかについて、検討を行った上でスチュワー
	their investment management strategies. We	図であるとのメッセージを強く打ち出すべきと	ドシップ方針において明確に示すことを求め
	recommend strengthening the message	考える。運用戦略、特に責任ある投資家によ	ています。サステナビリティを巡る課題の考
	intended to seek clarity in stewardship	ってとられている運用戦略については、中長	慮に当たっては、運用戦略と整合的で、中長

	approach and methodology unique to each investor. We believe that investment management strategies, particularly those employed by responsible investors, should	期的な課題を考慮すべきであるし、運用機関 とサービス提供者は特定の ESG 課題につい てエンゲージメントを行うプランや根拠を明確 に策定すべきと考える。指針4-2、原則7、	期的な企業価値向上や企業の持続的成長 に結び付くものとなるよう意識することが重要 だと考えております。 そのため原案を維持させていただきます。
	take into account medium- to long-term	指針7-1に関しても同様である。	
	issues, and it is the responsibility of the		
	investment managers and service providers		
	to establish a clear engagement plan and		
	rationale for engaging on specific ESG issues.		
	The same point applies to Guidance $4-2$ ,		
	Principle 7 and Guidance 7–1.		
	In Guidance $1-2$ and $4-2$ we believe that it is	指針1-2及び4-2において「運用戦略	ご指摘のとおり、本来コード全体を適用す
	unnecessary to repeat that issues of	に応じた」や「運用戦略と整合的で」という記	る際には、サステナビリティが投資戦略と整
	sustainability should "correspond to" or "be	載を繰り返すことは不要である。本コード全	合性を保つ必要があることは当然であるもの
	consistent with" investment management	体を適用する際には、サステナビリティが投	の、本改訂案において、「運用戦略に応じ」サ
	strategy. It is clear the whole stewardship	資戦略と整合性を保つ必要があることは明ら	ステナビリティの考慮を求める旨明記してい
	code application ought to align sustainability	かであり、指針4-2でこれに明示的に言及	るのは、本改訂案が、各機関投資家のスチ
31	with investment management strategy. It	することは奇妙である。	ュワードシップ責任として、各機関投資家の
	seems odd to refer to this explicitly in section	サステナビリティの考慮はスチュワードシ	運用戦略を離れたサステナビリティの考慮そ
	4-2.	ップ方針(原則1)及びエンゲージメント(原則	のものを目的とすることを意図した改訂でな
	We believe that consideration of sustainability	4)のみに適用されるものではなく、議決権行	いことを改めて明確にしたものです。このよう
	should apply not only to stewardship policy	使やスチュワードシップ活動報告にも適用さ	な意図が明確になるよう原案を維持させてい
	(Principle 1) and engagement (Principle 4) but	れるものと考えている。そのため、機関投資	ただきます。
	also to voting and reporting. As such, we	家にサステナビリティを考慮するよう求める	また、ご指摘のとおり、原則5や原則6に

	would like to see sustainability additionally	ために、原則5及び原則6にもサステナビリ	はサステナビリティに関する直接の言及はあ
	mentioned in Principles 5 (voting and	ティについて言及した方がよい。	りませんが、各機関投資家が議決権行使や
	disclosure of voting activity) and 6 (periodic		スチュワードシップ活動報告に当たって、運
	reporting to clients and beneficiaries) to		用戦略と整合的で、中長期的な企業価値向
	request institutional investors to take		上や企業の持続的成長に結び付くものとな
	sustainability into consideration.		るよう意識しつつサステナビリティを考慮する
			ことも重要であると考えます。
	We believe that Principle 7 in the Code could	原則7は、「サステナビリティ」の定義を拡	指針7-1では「投資先企業やその事業
	be improved by expanding the definition of	張することによって改善できると考える。例え	環境等に関する深い理解のほか運用戦略に
	"sustainability". For example, you may	ば、原則7(やその指針)を修正し、サステナ	応じたサステナビリティの考慮に基づき、当
	consider amending Principle 7 (or the	ビリティが、環境や人的資本要素を効果的に	該企業との対話やスチュワードシップ活動に
	supporting Guidance) to indicate that	監視することに加え、頑健なコーポレートガ	伴う判断を適切に行うための実力を備えてい
	sustainability includes the consideration of	バナンスの取組みを含むことを示唆してはど	ることが重要である。このため、機関投資家
	robust corporate governance practices, along	うか。また、原則7(やその指針)を言い換え	は、こうした対話や判断を適切に行うために
	with effective oversight of environmental and	るものとして、投資家がその能力とリソースを	必要な体制の整備を行うべきである」と記載
32	human capital factors.	強化し、それらがエンゲージメント活動を効	しています。ここにいう「実力」にはご指摘の
	Additionally, we would also suggest that	果的に実施する際に適切に配分されることを	ような能力やリソースの強化も含意しており
	Principle 7 (or the supporting Guidance) is	確認する必要性を強調してはどうか。	ます。また、同じく指針7-1では、これらの
	rephrased to emphasize the need for		実力の備えや体制の整備を、「投資先企業と
	investors to continue to develop their skills		の対話を建設的なものとし、かつ、当該企業
	and resources, and to ensure that those skills		の持続的成長に資する有益なものとしていく
	and resources are deployed in the effective		観点から」求めており、ご指摘のような能力
	implementation of their engagement		やリソースの適切な配分もこのような観点か
	activities.		ら重要であると考えております。

	We recommend replacing " that leads to	「中長期的な企業価値の向上や企業の持	サステナビリティについては、昨今、投資
	medium- to long-term increase of corporate		家、企業等の関心が世界的に急速に高まっ
	value and the sustainable growth of	社会の持続可能な利益に結び付けつつ、顧	ていることを受け、前文では、「スチュワード
	companies" with "… that creates long-term	客や受益者の長期的な価値を創造する」とし	シップ責任」の定義の中に、サステナビリティ
	value for clients and beneficiaries while	てはどうか。	の考慮という文言を入れたところです。
	leading to sustainable benefits for the		他方、本コードは成長戦略の一環として策
	economy, the environment and society."		定・発展してきたという経緯があり、検討会で
			も投資先企業の企業価値向上、持続的成長
			に資するようなサステナビリティの考慮が重
			要であるとの意見が複数あったところです。
			本改訂案ではコード前文で、スチュワード
33			シップ責任とは、「機関投資家が、投資先企
			業やその事業環境等に関する深い理解のほ
			か運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG
			要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮
			に基づく建設的な『目的を持った対話』(エン
			ゲージメント)などを通じて、当該企業の企業
			価値の向上や持続的成長を促すことにより、
			『顧客・受益者』の中長期的な投資リターンの
			拡大を図る責任」を意味すると定義している
			ところ、上記のような指摘を踏まえ、原案を維
			持させていただきます。
	Limiting sustainability to considerations of	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	サステナビリティについては、昨今、投資
34	ESG issues on a company-by-company basis		家、企業等の関心が世界的に急速に高まっ

will often be too narrow a scope. A	持続可能な金融システムは、持続可能で公	ていることを受け、改訂案の前文では、「スチ
sustainable financial system should support	正な経済成長を支えるべきである。金融リタ	ュワードシップ責任」の定義の中に、サステナ
sustainable and equitable economic	ーンにおける受益者の利益は、将来におけ	ビリティの考慮という文言を入れたところで
development. Beneficiaries' interest in	る貯蓄の有用性に関連している。将来リソー	す。
financial returns relates to the usefulness of	スが厳しく制限され、不公正で不安定であれ	他方、本コードは成長戦略の一環として策
their savings in future. If the future is severely	ば、受益者は貯蓄による期待収益を享受で	定・発展してきたという経緯があり、検討会で
resource constrained, inequitable and	きなくなるだろう。	も投資先企業の企業価値向上、持続的成長
insecure, beneficiaries are unlikely to receive	投資先企業の影響や外部性を考慮するこ	に資するようなサステナビリティの考慮が重
the intended benefits of their savings.	とは、長期的な企業価値創造と全ての受益	要であるとの意見が複数あったところです。
Consideration of the impacts and	者の利益との両方にとって大変重要である。	本コード改訂案では、スチュワードシップ
externalities of portfolio companies is	投資家は市場や経済全体に関係するリスク	責任とは、「機関投資家が、投資先企業やそ
therefore crucial for both long-term value	を取り除くよう努めるべき。	の事業環境等に関する深い理解のほか運用
creation and alignment with the interests of	また、本コードは、長期的なサステナビリテ	戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を
ultimate beneficiaries. Investors should seek	ィが全ての受益者の長期にわたる持続可能	含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づ
to eliminate risks related to the market or	性を示していることを明示すべき。	く建設的な『目的を持った対話』(エンゲージ
economy as a whole, such as:	併せて、本コードの関係部分は、「受益者	メント)などを通じて、当該企業の企業価値の
The Code should clarify that "long-term"	の投資期間に応じた中長期的なサステナビ	向上や持続的成長を促すことにより、『顧客・
sustainability indicates sustainability over the	リティ」に修正するべき。	受益者』の中長期的な投資リターンの拡大を
time horizons of the ultimate beneficiaries of		図る責任」を意味するとしており、コードの目
investments.		的を明確にしておりますところ、上記のような
The relevant provisions of the Code should		指摘も踏まえ、原案を維持させていただきま
be amended to "medium- to long-term		す。
sustainability consistent with the time		また、本改訂案では、指針1-2でお示し
horizons of beneficiaries".		したとおり、運用戦略に応じて、サステナビリ
		ティに関する課題をどのように考慮するかに

			ついて 検討ナケーナ トオフィーロードシップ
			ついて、検討を行った上でスチュワードシップ
			方針において明確に示すことを求めていると
			ころ、ここでいう「運用戦略」には投資期間も
			含んでおります。
	We support the language relating to	サステナビリティと ESG に関する文言を支	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	sustainability and ESG factors.	持する。	います。本検討会での議論も踏まえ、改訂案
	We believe the specific language of the	前文では、単にこれらの要素を「考慮す	では、指針1-2でお示ししたとおり、運用戦
	Preamble could be stronger than simply	る」と記載するよりも、強い表現にできるので	略に応じて、サステナビリティに関する課題を
	calling for "consideration" of these factors.	はないかと考える。バリュエーション、リスク	どのように考慮するかについて、検討を行っ
35	We believe the Code should be more explicit	評価、投資の意思決定(バイサイド及びセル	た上でスチュワードシップ方針において明確
30	in calling for ESG integration through all	サイドの双方を含む)、エンゲージメントを含	に示すことを求めています。サステナビリティ
	aspects of the investment process, including	む、投資プロセスのあらゆる側面を通じた	を巡る課題の考慮に当たっては、運用戦略と
	valuation, risk assessment, investment	ESG インテグレーションについて、本コードは	整合的で、中長期的な企業価値向上や企業
	decision-making (buying and selling) and	より詳細に記載するべき。	の持続的成長に結び付くものとなるよう意識
	engagement.		することが重要だと考えております。
			そのため原案を維持させていただきます。
	Adding this phrase to the definition of	本改訂案の冒頭の「スチュワードシップ責	本改訂案では、「運用戦略に応じて」サス
	"stewardship responsibilities" in the box at	任」の定義にサステナビリティに関する記載	テナビリティに関する課題をどのように考慮
	the top of page 1 of the Revision Draft further	を追加することで、既に長い文章がより複雑	するかについて、検討を行った上でスチュワ
36	complicates what is already a long sentence.	になってしまっている。既存の「スチュワード	ードシップ方針において明確に示すことを求
30	Instead, we recommend simplifying the	シップ責任」の定義はより簡素なものとした方	めており、サステナビリティを巡る課題の考
	existing definition of "stewardship	がよい。	慮に当たっては、運用戦略と整合的で、中長
	responsibilities".	投資家が重要なESGに関する問題を自己	期的な企業価値向上や企業の持続的成長
	We believe it is important for investors to	の投資に係る意思決定プロセスに組み込む	

	integrate material ESG issues into their	ことは非常に重要であるため、コードの改訂	に結び付くものとなるよう意識することが重要
	investment decision-making process. Rather	案の冒頭、原則1や原則7において曖昧な文	だと考えております。
	than adding a vague phrase to the top of page	言を追記するのではなく、ESG インテグレー	現在記載している以上に ESG 要素やサス
	1 and to Principles 1 and 7 of the Revision	ションについて新たな原則を追加する方がよ	テナビリティに関して個別に詳細な定義をす
	Draft, a more effective way to make this point	り実効的な改訂であると考える。	ると、却って列挙項目のみに注力すれば足り
	would be to include an additional principle		るとの誤解を招くおそれもあることや、サステ
	about ESG integration.		ナビリティについては、昨今、投資家、企業
			等の関心が世界的に急速に高まっています
			が、現時点において、国際的に合意された単
			ーの定義は確立していないと認識しているこ
			ともあり、より詳細な定義を定めることは控え
			ることとさせていただきます。スチュワードシ
			ップ責任の定義に関するご指摘につきまし
			て、検討会は、その内容が適切に周知されて
			いくことを期待します。
	We agree that it makes sense to reference	サステナビリティ及び ESG 要素を明示する	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	sustainability and ESG factors explicitly. For	ことは合理的でありこれに同意する。英語版	います。
	the English version, we recommend the	においては、明確化の観点から、コードの前	ご指摘のようなスチュワードシップ責任の
07	sentences in the beginning of the preamble	文の冒頭部分及び指針1-1の文言を言い	定義や指針1-1に関するご指摘につきまし
37	and Guidance 1-1 in Principle 1 to be	換えて、かつそれぞれ分けて規定することを	て、本検討会は、その内容が適切に周知さ
	rephrased and separated out into individual	奨励する。	れていくことを期待します。
	points for clarity.		

●問	3(企業年金等のアセットオーナーのスチュワー	-ドシップ活動の後押し)	
	We welcome updating of the Code to explicitly	本改訂案は企業年金を含む年金基金が	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	encourage pension funds including corporate	資産のスチュワードとなるよう明示的に奨励	います。
	pension funds to be stewards of their assets,	し、コードを適用させ、運用機関がスチュワー	
38	to apply the code and encourage asset	ドシップに取り組むことを促進させるものであ	
30	managers to engage in stewardship.	り、本改訂案に賛成する。	
	A concept of proportionality "corresponding	「自らの規模や能力等に応じ」という記載	
	to their size and capacity" is the correct	のコンセプトは正しいアプローチである。	
	approach.		
	We encourage the Council to continue to	本検討会が、引き続き企業年金のスチュ	
39	promote stewardship in corporate pension	ワードシップ活動を促進することを期待する。	
	funds.		
	To encourage non-financial corporate	企業年金の本コードの受入れを促進する	ご指摘のとおり、引き続き、金融庁や厚生
	pension funds to sign the Code, FSA should	ために、本検討会は、厚生労働省に対して、	労働省等の関係者において、企業年金をは
40	request that MHLW take simple, obvious and	通達のような事務的な手続でも構わないの	じめとするアセットオーナーへのスチュワード
	non-mandatory measures, even if only by way	で、簡潔・明解・非強制的な手段をとるように	シップ・コードの普及・啓蒙活動が行われるこ
	of administrative rules such as Tsutatsu.	求めるべき。	とを期待します。
	Asset owners are less resourced than asset	アセットオーナーは、運用機関の行動や市	スチュワードシップ検討会(厚生労働省及
	managers, but they have a large influence and	場に対して大きな影響を及ぼすが、運用機	び企業年金連合会)により公表された「企業
	impact on the market and behaviour of asset	関と比してリソースが少ない。アセットオーナ	年金と日本版スチュワードシップ・コード」(平
41	management firms. Asset owners therefore	ーは運用機関が説明責任を果たすことを求	成 29 年 3 月 17 日公表)では、企業年金が、
	need to have the knowledge of how to assess	めるために、優良なスチュワードシップの評	運用受託機関のスチュワードシップ活動に関
	good stewardship in order to hold their asset	価方法についての知識を持っている必要が	する報告を受ける際の、ミーティング時のチェ
	managers accountable. We suggest guidance	ある。規制当局により、この点についての助	

	by regulator(s) to this effect would be a	けとなるガイダンスが作成されることを提案	ック項目や質問項目を例示しているものと承
	helpful addition.	する。	知しております。
			また、現在、アセットオーナーが運用機関
			のスチュワードシップ活動の取組状況につい
			て報告を受ける際に、共通様式を用いる民
			間団体の取組みも存在していると認識してい
			ます。そうした様式を使うことによって、本コ
			ードに馴染みのないアセットオーナー等にと
			っても、モニタリングの範囲の把握が容易に
			なることが想定されます。こうした民間団体
			の取組みとも相まって、アセットオーナーの
			実効的なスチュワードシップ活動が促進され
			ることを期待します。
	We would encourage a review of the strength	企業年金と母体企業との間、又は運用機	ご指摘のとおり、特に企業年金における体
	of "Chinese walls" between pension funds	関とその親会社との間の強力な「チャイニー	制整備等に当たっては、母体企業がスチュ
	and their corporate sponsor; and asset	ズ・ウォール」の見直しを奨励する。コーポレ	ワードシップ活動の意義を理解した上でサポ
	managers and their parent company. We	ートガバナンス・コードの原則2-6で母体企	ートを行うことが必要であると考えており、今
	should highlight that this is addressed in the	業によるサポートが規定されていることを強	回、脚注 10 を加える改訂を行ったところで
42	2018 Corporate Governance Code Principle	調すべき。	す。
	2.6.		また、ご指摘のとおり、企業年金において
			は、母体企業との利益相反が懸念される場
			合もあると考えられ、コーポレートガバナン
			ス・コードの補充原則 2-6 にございますとお
			り、企業において利益相反管理が適切に行

			1
			われることもまた、企業年金の実効的なスチ
			ュワードシップ活動を支援することにつなが
			ると考えます。いただいたご指摘について
			は、今後実態も踏まえながら、コーポレートガ
			バナンス・コード及びスチュワードシップ・コー
			ドのフォローアップ会議」(以下、「フォローア
			ップ会議」)や金融庁を含む関係者において
			更に検討が進められることを期待します。
	Asset owners have a fiduciary duty to their	アセットオーナーの受託者責任は、優良な	スチュワードシップ活動を行うことは、受託
	beneficiaries. We do believe the fiduciary duty	スチュワードシップ及び長期的な資産価値の	者責任に反するものではなく、むしろ目的を
	extends to undertaking good stewardship and	保護のために負うものと考える。	持った対話(エンゲージメント)などを通じて
	protecting the long-term value of the assets.	規制当局に対し、アセットオーナーの受託	企業価値の向上や持続的成長を促すことに
	We encourage the regulator(s) to support and	者責任と、受託者責任がスチュワードシップ	より受託者責任を更によく果たしていくことに
	promote the link between the fiduciary	の義務とどのように関係するかのつながりに	寄与すると考えられます。
	responsibilities of asset owners and how this	ついて、支援し、促進することを求める。	スチュワードシップ検討会(厚生労働省及
43	duty relates to stewardship obligations.		び企業年金連合会)により公表された「企業
43			年金と日本版スチュワードシップ・コード」(平
			成 29 年3月 17 日公表)においても、「中長期
			の投資リターンを拡大し、加入者等の高齢期
			の所得を確保していくという観点において、ス
			チュワードシップ活動を行うことは、受託者責
			任に反するというものではなく、むしろ目的を
			持った対話(エンゲージメント)などを通じて
			企業価値の向上や持続的成長を促すことに

44	The responsibility for stewardship should not just involve asset managers, but also include asset owners, corporate pension funds. Although many of these stakeholders may lack the resources to vote on thousands of companies or conduct engagement, they have a responsibility to include ESG/stewardship criteria when delegating investment responsibilities (to consultants, asset managers).	スチュワードシップに対する責任は、運用 機関だけでなくアセットオーナー、企業年金 にも及ぶはずである。これらステークホルダ ーの多くは、大量の企業への議決権行使や 対話の実施を行うに当たってリソース不足の 問題を抱えているが、彼らには(コンサルタン トや運用機関に)投資を委任するに当たり ESG やスチュワードシップ基準を考慮する責 任がある。	より受託者責任を更によく果たしていくことに 寄与すると考えられる」との記載がございま すのでご参照ください。 ご指摘のとおり、アセットオーナーも機関 投資家の一主体として、スチュワードシップ 責任を有するものと考えます。自家運用を行 っていない多くの企業年金においては、議決 権行使やその結果の公表、企業との対話を 行うことまでは想定しておらず、実際に議決 権行使やその結果の公表、企業との対話を 行う運用機関のモニタリングを行うことが想 定されております。こうしたモニタリングを通 じて、インベストメント・チェーン全体の機能が 向上し、本コードが目的とする企業の持続的 成長や中長期的な企業価値の向上を通じた 中長期的な投資リターンの拡大が進むことを 期待します。
45	Most Japanese corporate pension funds do	ほとんどの日本の企業年金基金は自家運	ご指摘のとおり、アセットオーナーも機関
	not directly manage investments but delegate	用せずに外部の運用機関に活動を委任して	投資家の一主体として、スチュワードシップ
	the activities to external managers. However,	いる。しかし、活動のみが委任されているの	責任を有するものと考えます。自家運用を行
	it should be made clear that only activities are	であって、スチュワードシップ責任はアセット	っていない多くの企業年金においては、議決
	delegated; asset owners retain their	オーナーに帰属していることを明確にすべ	権行使やその結果の公表、企業との対話を
	stewardship responsibilities. At least, asset	き。最低限、アセットオーナーは運用機関や	行うことまでは想定しておらず、実際に議決
	owners should have a clear voting policy for	サービス提供者向けに明確な議決権行使方	権行使やその結果の公表、企業との対話を

	their investment managers and service	針を持ち、リソースの許す限りエンゲージメン	行う運用機関のモニタリングを行うことが想
	providers, and over time, consider being more	トに関わることを検討すべき。	定されております。こうしたモニタリングを通
	involved in engagement when resources allow.		じて、インベストメント・チェーン全体の機能が
	Disclosure of their voting records. This will	議決権行使結果が開示されるべき。この	向上し、本コードが目的とする企業の持続的
	help pension holders to likewise hold pension	措置は、年金受給者が、年金運用者に対し	成長や中長期的な企業価値の向上を通じた
	management accountable. The ultimate	ても説明責任を果たさせることに資する。年	中長期的な投資リターンの拡大が進むことを
	accountability to their pension holders will	金受給者に対して完全に説明することは、利	期待します。議決権の行使に関する方針の
	also help in the event of potential conflicts of	益相反が発生する可能性がある場合におい	策定については、基本的には、運用機関に
46	interest.	ても役に立つであろう。	おいて適切に議決権行使方針の策定や議決
			権行使がなされているかを確認することが重
			要であり、本コードは、必ずしも自身による議
			決権の行使に関する方針の策定を想定する
			ものではありません。
	It is appropriate for asset owners (and asset	アセットオーナー(と運用機関)が自身の	ご指摘のとおり、アセットオーナーが自身
	managers) to set and disclose their	投資とスチュワードシップの哲学を定め、公	の投資哲学を、スチュワードシップ責任を果
	investment and stewardship beliefs. These do	表することは適切なことだと考える。これによ	たすための方針の中で示すことは、運用機
	provide meaningful insight to beneficiaries	って受託者の戦略的重点を理解しようと思っ	関のスチュワードシップ活動を促すことにつ
	who are interested in understanding the	ている最終受益者にとっても意味のある識見	ながると考えられ、有益と考えます。こうした
47	strategic focus of the trustees. In our view	を与えることとなる。本課題につき透明性が	アセットオーナーの活動を通じて、インベスト
	greater transparency on these issues can	高まれば、アカウンタビリティも高まるであろ	メント・チェーン全体の機能が向上し、本コー
	help drive greater accountability.	5.	ドが目的とする企業の持続的成長や中長期
	(他 同旨1件)		的な企業価値の向上を通じた中長期的な投
			資リターンの拡大が進むことを期待します。
L			

	While the addition of words such as "Asset	本改訂案に「アセットオーナーは、自らの 「自らの規模や能力等」にはスタッフの質	
	owners, corresponding to their size and	規模や能力等に応じ」という文言が含まれてや経験も含まれ得るところです。ご指摘のと	
	capacity, etc" is excellent, this language is	いるのは素晴らしいことだが、この文言はとおり、年金運用コンサルタント等を活用し、又	
	far too vague.	ても曖昧である。 はその力を借り、その過程で経験を増やしな	
	The Code should make it clear that asset	本コードでは、アセットオーナーが具体的 がらスチュワードシップ活動のための能力を	
	owners can choose from specific, feasible	で実現可能な活動を選び、現在存在するスタ 高めていただくことも一つのアプローチと考え	
	activities in order to comply, and that the	ッフの規模や能力だけでなく質と経験にも応 ます。	
	compliance standard depends not only on size	じた対応をとることができることを、特に企業	
	and capacity, but also on the quality and	年金について明確に記載すべき。	
	experience of existing staff, particularly in the	・ 企業年金は、スチュワードシップ方針、基	
	case of corporate pension funds.	準の策定や毎年の運用機関の活動の評	
	• A pension fund may hire an outside	価の助けとして外部の(独立した)コンサ	
48	qualified (independent) consultant to help it	ルタントを起用することができる	
	to put in place stewardship policies and	<ul> <li>キャパシティや人員が障壁となる場合、コ</li> </ul>	
	criteria, and to evaluate asset-managers'	ンサルタントが準備し年金基金が承認し	
	activities each year.	たより詳細なレポートを当該企業年金の	
	<ul> <li>In cases where "capacity" and staffing</li> </ul>	ウェブサイト上で公表すれば、コードを遵	
	pose impediments, as long as the signatory	守していることする。そして、外部の独立	
	pension fund makes public on its website a	コンサルタントのサポートを受けている場	
	detailed report prepared by the consultant (in	合でも、企業年金がこれらの活動から学	
	its own name) and formally approved by the	び、将来的にスチュワードシップ活動に注	
	board of the pension fund, it will have	カするための人員を雇い又はトレーニン	
	complied with the Stewardship Code. At the	グを実施することを、本コードは強く推奨	
	same time, the Code should strongly	すべき。	
	encourage pension funds to learn from such		

	activities and move towards hiring or training		
	staff to diligently perform those stewardship		
	activities in the future, albeit still with the		
	support of outside independent consultants.		
	To encourage participation, asset owners	積極的な参加を促すため、アセットオーナ	運用機関のスチュワードシップ活動の状
	should let their end clients present at	ーは、最終顧客が投資先企業との会議に参	況について、企業年金は、最終受益者に対し
	conferences with investee companies.	加できるように取り計らうべき。	て報告することが求められています。日本の
			企業年金の株式運用はほとんどが委託運用
49			であり、本コードで求められている企業年金
			のスチュワードシップ活動は、まずは委託先
			の運用機関の投資先企業に対するスチュワ
			ードシップ活動をモニタリングする間接的な
			活動となります。
	Japanese pension schemes should be	厚生労働省は、投資原則と受益者とのコミ	本コードは、受入れ対象の機関に対して、
	required by MHLW to publicly disclose in their	ュニケーションのステートメントの中で以下の	任意での受入れを求めるものとなっておりま
	statements of investment principles and	点を公表するよう要求すべき。	す。また、コンプライ・オア・エクスプレインや
	communications with beneficiaries:	<ul> <li>スチュワードシップ方針を含め、投資プロ</li> </ul>	プリンシプルベース・アプローチを採用してお
	<ul> <li>how they consider material ESG issues in</li> </ul>	セスにおいてどのように重要な ESG 課題	り、各機関の個別の事情に応じて柔軟にスチ
50	their investment processes, including their	を考慮しているか	ュワードシップ活動を行っていただくことを企
	policy on stewardship	<ul> <li>スチュワードシップ・コードの受入れを表</li> </ul>	図しております。
	• whether they are signatories to the	明しているかどうか(受け入れていない場	企業年金をはじめとするアセットオーナー
	Stewardship Code (and if not, why not).	合はその理由)	の本コードの受入れ拡大及び実効的なスチ
	(他 同旨1件)		ュワードシップ活動の実施の拡大に向け、金
			融庁や厚生労働省等の関係者において、ア

	セットオーナーのスチュワードシップ活動の
	後押しに向けた取組みを進めていくことを期
	待します。

●問	●問4(個別の議決権行使の賛否の理由の公表)				
	We welcome the additional expectations for	株主総会での特定の議案につき賛否の理	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ		
	investors to explain the reason for voting for	由を投資家は説明すべきとすることに賛成す	います。		
	or against certain proposals at shareholder	る。このことによって、特に潜在的な利益相			
	meetings. We believe this will enhance the	反がある場合には投資家のアカウンタビリテ			
	accountability of investors particularly if	ィが高まると考える。さらには、議決権行使に			
51	there are potential conflicts of interest. In	関して説明をすることによって、企業に正しい			
	addition, providing explanations on their	メッセージを送ることができ、エンゲージメント			
	voting decisions would help send the right	プロセスを促すことにもつながると考える。			
	messages to companies and facilitate the				
	engagement process.				
	(他 同旨2件)				
	We are supportive of encouraging greater	議決権行使の判断のプロセスにおけるよ			
	transparency within the decision making	り高い透明性を促すことに賛成である。アセ			
	process. We think it is appropriate for both	ットオーナーと運用機関の両方が、議決権行			
52	asset owners and asset managers to disclose	使方針や個々の議決権行使判断の背後に			
	their investment and stewardship beliefs and	ある自身の投資とスチュワードシップの哲学			
	reasons behind their voting policies and	や理由を公表することが適切であると考え			
	individual voting decisions.	<b>న</b> ం			
	We support this expectation under the Code.	本コードにおける個別の議決権行使に係			
	Voting is an important aspect of stewardship;	る賛否の理由の公表に関する期待を支持す			
53	engagement and voting practices are	る。			
	interlinked and feed into each other. The	議決権行使はスチュワードシップの重要な			
	voting policies and practices of asset	側面である。エンゲージメントと議決権行使			

-			
	managers are a key part of asset owners'	は相互に連携し、補完しあっている。アセット	
	selection process and should be sufficiently	マネジャーによる議決権行使方針と議決権	
	clear for asset owners to determine how	行使はアセットオーナーによる選択プロセス	
	aligned these are with their beneficiaries'	の重要な部分であり、これらがどのように受	
	interests.	益者の利益につながるかを決めるアセットオ	
		ーナーにとって明確であるべき。	
	It is really important to publicly explain how	議決権行使の結果と、関心が寄せられた	ご指摘のとおり、会社提案に賛成の場合も
	votes are directed and the reasons for this	場合にその理由を公表させることは非常に	含めて全議案に対する議決権行使結果の説
	when of interest. We believe that asset	重要である。運用機関は、重要な議案又は	明義務を課すことは、形式的な開示を助長す
	managers should explain their reasons for	特に疑義のある議案について賛否の理由を	る懸念があるなどの指摘がある一方、スチュ
54	directing a vote "for" or "against" in cases	説明すべきであると考える。しかし、経営陣	ワードシップ責任を果たすための方針に沿っ
54	where it is material or particularly	に有利な議決権行使が行われる場合に全て	て適切に議決権行使をしているか否かにつ
	contentious. We however, disagree that an	の議決権行使結果の説明を求めることには	いての可視性を高める観点などから、本改
	explanation is required for each and every	反対である。	訂案のような重要と判断される議案について
	item when the vote is cast in favour of		は、賛否の理由を公表すべきとの指摘もあり
	management.		ます。これらの指摘を踏まえ、本コードでは、
	We are not in favor of the Council's proposal	機関投資家に対して、投資先企業の議案	投資先企業との建設的な対話に資する観点
	to require institutional investors to disclose	に関する議決権行使結果の理由の開示を求	から重要と判断される議案については、賛否
	vote rationales on the agenda of investee	めることについては、以下の理由により賛同	の理由を公表すべきとしているところです。
55	companies. We take this approach primarily	しない。	他方、本改訂案は、ご指摘のような、機関
55	for the following reasons:	<ul> <li>機関投資家が、議決権行使の結果に影</li> </ul>	投資家と投資先企業との対話に悪い影響を
	• To the extent that an institutional investor	響を与える可能性のある経営陣と非公式	及ぼすことを企図したものではなく、むしろ、
	engages in private dialogue with company	での対話を実施している限り、機関投資	「投資先企業との建設的な対話に資する観
	management that may impact the outcome of	家はこれらの対話の詳細の開示を求めら	点から重要と判断される議案」の開示を通じ

the vote, an institutional investor would not		れることはない。このような情報の開示を	て、各機関投資家と投資先企業との間のエ
wish to be required to disclose the details of		求めることは、機関投資家と投資先企業	ンゲージメントが一層促進されることを期待
these conversations on the agenda of		との対話に悪い影響を及ぼす可能性が	するものです。
investee companies. A requirement to		ある。これは投資家と企業との対話にと	ご指摘のような事情も含め、賛否の公表を
disclose such information could negatively		って有害なものとなる。	する議案については、投資先企業との建設
impact the ability of an institutional investor	•	M&A や委任状合戦の場合のように、議論	的な対話に資するという観点から重要と判断
to engage with an investee company. This		となる議案への議決権行使には、機関投	されるかどうかという視点に立ち、各機関投
would be detrimental to investor engagement		資家の投資戦略に関連した、独自かつ機	資家において個々の事情等も踏まえながら
with investee companies.		密性の高い非公表情報が含まれている	自ら判断されることが重要だと考えておりま
• Votes on contentious issues, such as		場合がある。そのような情報の開示を求	す。
mergers and acquisitions and proxy disputes,		めると、機関投資家が投資先企業との対	また、本コードは「コンプライ・オア・エクス
may include proprietary and highly		話に消極的になるような、悪い影響を及	プレイン」の手法を採用していますので、それ
confidential non-public information related to		ぼす可能性がある。	ぞれの機関投資家の置かれた状況により、
the investment strategy of an institutional	-	機関投資家による投資の数と性質、投票	個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の
investor. Again, a requirement to disclose		規模、及び各機関投資家の論理的根拠	行使結果を公表することが必ずしも適切でな
such details could negatively impact an		によって判断が異なることなどから、本コ	いと考えられる場合には、その理由を積極的
institutional investor's desire to engage with		ードのこの指針に応えることで管理上の	に説明することによって対応することが考え
an investee company.		負担が大きくなるだろう。	られます。
<ul> <li>The administrative burden of complying</li> </ul>			
with such a requirement would likely be			
considerable based on the number and nature			
of investments made by institutional			
investors, the volume of ballots and the			
potential for different rationales depending on			
the institutional investor (and within various			

	investment affiliates of an institutional	
	investor).	
	We believe it is important to avoid an	不必要な報告負荷を避けることは重要で
	unnecessary reporting burden. We would	あり、対象とする議案例を選んで、開示範囲
	recommend limiting the scope of disclosure to	を絞ることを提案する。当該方針にそった、
56	a selected sample of votes. We see limited	争点とならない、議決権行使結果の理由の
	upside to disclosing rational of voting	開示によって得られる効果は限定的である。
	decisions which followed our policy and were	
	non contentious.	
	It is important to strike a balance between	透明性と効率性のバランスをとることは重
	transparency and efficiency. While it would be	要である。全議案について議決権行使結果
	achievable to include our voting rationales for	の理由を述べることは可能であるものの、顧
	every resolution, this would likely be a costly	客に与える付加価値が限定的であるにも関
	and overly burdensome solution to implement	わらず、コストが高く、過度に負担が大きいも
	with limited value to clients.	のになると考えられる。
	While many of our voting decisions are	議決権行使結果の多くは、議決権行使方
57	directly linked to a singular topic from our	針の各項目に直接的には関連しているが、
	voting guidelines, resolutions often require	議決権行使には度々複雑な分析や論理の
	complex analysis and detailed rationale. Proxy	積み重ねが必要となる場合がある。例えば
	contests are just examples of complex issues	委任状争奪戦はそのような複雑な事例の一
	for which an asset manager must vote based	つであるが、この場合、運用機関は自社固有
	on holistic analysis of numerous factors that	の優先順位や戦略に沿って、多くの要素を考
	will depend on each investor's unique	慮した包括的な分析に基づいて、議決権を
	priorities and strategies. Mandating disclosure	行使しなければならない。開示を義務付ける

58         could result in companies being misled by overly simplified voting rationale, or otherwise force investment managers to disclosure the mandates could also deemphasize the need for comprehensive engagement with investee companies, and disclosure of voting rationales should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.         See 強制的に開示させることになり得る。ま た、このような開示義務によって、投資先企 業とのエンゲージメント全体についてその必 要性が重要視されなくなるおそれがあるが、 議決権行使結果の理由の開示が、投資先企 業とのエンゲージメントの代替となってはなら ない。         ご指摘のように全議案に対する議決権行 使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案にご ないて資本を計画を動きがのすることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案にご いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される意となどが たがり、このような議案に当たるがどうか、 は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自も判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針ちー2において、機関投資家に話いて、個々の事情等も 踏まえながら自も判断されることが重要だと 考えております。           58         answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policies.         See coll answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policies.         ご知道の認知者につながる懸念が おうこではどうだろうか。         ご当様の意味在行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。           58         Coll         ご知道の意味在行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。         に当様でのすっことが重要だと 考えております。 また、ご指摘の意法権行使方針について は、指針ち-2において、機関投資家に読込 権の行使についての明確な方針の案定、公				1
force investment managers to disclose their proprietary strategies. Such disclosure mandates could also deemphasize the need for comprehensive engagement with investee companies, and disclosure of voting rationales should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.とになり得る。もしくは、運用機関に独自の戦 略を強制的に開示させることになり得る。ま た、このような開示義務によって、投資先企 業とのエンゲージメント全体についてその必 要性が重要視されなくなるおそれがあるが、 議決権行使結果の理由の開示が、投資先企 案とのエンゲージメントの代替となってはなら ない。ご指摘のように全議案に対する議決権行 使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて覚石を問わず理由を開示することを求 さております。 あており、このような議案に当することで、Wathの開示につながる懸念が ある。この問題に対処するため、株主には、 なおり、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		could result in companies being misled by	ことは、結果として、企業が過度に単純化さ	
proprietarystrategies.Such disclosure mandates could also deemphasize the need for comprehensive engagement with investee companies, and disclosure of voting rationales should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.Mě ča slevit (Se companies)Mě ča slevit (Se companies)Mě ča slevit (Se companies)Čí hámo s ji ce slevit (Se companies)From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.Jahl (Se companies)Čí hámo s ji ce slipe votice (Se companies the obligation to explain votes for all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policies.Mě ča sladard (Se companies to their voting policies.Támá oscial (Se companies)Cí hámo s ji ce slave (Se companies)58For asset managers holding many portfolio scompanies the obligation to explain tote solar uticical examples to their voting policies.Bi (Se companies)Bi (Se companies)Cí hámo s ji (Se companies)58For asset managers holding many portfolio scompanies the obligation to explain the implementation of their voting policies.Bi (Se companies)Bi (Se companies)Cí hámo s ji (Se companies)58Se companies the obligation to explain the implementation of their voting policies.Bi (Se companies)Se companies)Cí hámo s ji (Se companies)58Se companies the obligation to explain the implementation of their voting policies.Se companies)Se compan		overly simplified voting rationale, or otherwise	れた議決権行使結果の理由に誤導されるこ	
mandates could also deemphasize the need for comprehensive engagement with investee companies, and disclosure of voting rationales should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.た、このような開示義務によって、投資先企 業とのエンゲージメント全体についてその必 要性が重要視されなくなるおそれがあるが、 議決権行使結果の理由の開示が、投資先企 業とのエンゲージメントの代替となってはなら ない。From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.規制当局やマクロな視点としては議決権 行使理由の開示にメリットがあるが、投票や その理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 boot大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 il general meetings is likely to lead to all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policies.だ、このような開示義務によって、投資先企 業とのエンゲージメント全体についてその必 現制ご指摘のように全議案に対する議決権行 使相用の説明義務を課すことは、形式的な防 取了案では、 をの理由単体では、会社提案を評価するた の力、世しかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 il 空する観点から重要と判断される議案に ついて賛るを問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		force investment managers to disclose their	とになり得る。もしくは、運用機関に独自の戦	
for comprehensive engagement with investee companies, and disclosure of voting rationales should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.業とのエンゲージメント全体についてその必 要性が重要視されなくなるおそれがあるが、 議決権行使結果の理由の開示が、投資先企 業とのエンゲージメントの代替となってはなら ない。From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote. For asset managers holding many portfolio companies the obligation to explain votes for all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policies.規制当局やマクロな視点としては議決権 で見知ってにないの なるこの 事業とのエンゲージメントの代替となってはならん なる。この問題に対処する定め、株主には、 説明を求めてはどうだろうか。ご指摘のように全議案に対する議決権行 使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に貸する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		proprietary strategies. Such disclosure	略を強制的に開示させることになり得る。ま	
companies, and disclosure of voting rationales should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.要性が重要視されなくなるおそれがあるが、 議決権行使結果の理由の開示が、投資先企 業とのエンゲージメントの代替となってはなら ない。From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.規制当局やマクロな視点としては議決権 行使理由の開示にメリットがあるが、投票や その理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。ご指摘のように全議案に対する議決権行 使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて覚否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		mandates could also deemphasize the need	た、このような開示義務によって、投資先企	
should not be a substitute for comprehensive dialogue with investee companies.議決権行使結果の理由の開示が、投資先企 業とのエンゲージメントの代替となってはなら ない。From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.規制当局やマクロな視点としては議決権 行使理由の開示にメリットがあるが、投票や その理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。ご指摘のように全議案に対する議決権行 使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 ったこ相流の議決権行使方針について は、指針5-2(こおいて、機関投資家に議決		for comprehensive engagement with investee	業とのエンゲージメント全体についてその必	
dialogue with investee companies.業とのエンゲージメントの代替となってはならない。From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.規制当局やマクロな視点としては議決権 行使理由の開示にメリットがあるが、投票や その理由単体では、会社提案を評価するため、 教の企業に投資する運用機関では、全 議案に対する議決権行使結果の説明義務を 課すことで、形式的な開示につながる懸念が ある。この問題に対処するため、株主には、 する。この問題に対処するため、株主には、 なのこの出題に対処するため、株主には、 実例とともに議決権行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。ご指摘のように全議案に対する議決権行 使結果の説明義務を 取する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案についてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		companies, and disclosure of voting rationales	要性が重要視されなくなるおそれがあるが、	
ない。From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.規制当局やマクロな視点としては議決権 行使理由の開示にメリットがあるが、投票や その理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 説家に対する議決権行使結果の説明義務をごなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 説明を求めてはどうだろうか。5858585858585858585858595858585858595958585858595959595959595959595959595959595959505050505152535455 </td <td></td> <td>should not be a substitute for comprehensive</td> <td>議決権行使結果の理由の開示が、投資先企</td> <td></td>		should not be a substitute for comprehensive	議決権行使結果の理由の開示が、投資先企	
From a regulatory or macro perspective, we can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.規制当局やマクロな視点としては議決権 (行使理由の開示にメリットがあるが、投票や るの理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 諸案に対する議決権行使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		dialogue with investee companies.	業とのエンゲージメントの代替となってはなら	
can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.行使理曲の開示にメリットがあるが、投票や その理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 諸案に対する議決権行使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 説明を求めてはどうだろうか。5858can see the benefits of disclosing voting reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote. For asset managers holding many portfolio all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policies.行使理曲の開示にメリットがあるが、投票や さの理由単体では、会社提案を評価するた 多数の企業に投資する運用機関では、全 ill 要素に対する議決権行使結果の説明義務を 説明を求めてはどうだろうか。使結果の説明義務を課すことは、形式的な 開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決			ない。	
78reasons. But voting alone is a crude tool for assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.その理由単体では、会社提案を評価するた めの大雑把なツールでしかない。開示を助長する懸念があることなどから、本 改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		From a regulatory or macro perspective, we	規制当局やマクロな視点としては議決権	ご指摘のように全議案に対する議決権行
58assessing both proposals from corporate as well as the reasons behind a vote.めの大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 議案に対する議決権行使結果の説明義務を は案に対する議決権行使結果の説明義務を はる。この問題に対処するため、株主には、 支付した会議案に当たるかどうか はSclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies.めの大雑把なツールでしかない。 のの大雑把なツールでしかない。 多数の企業に投資する運用機関では、全 議案に対する議決権行使結果の説明義務を は表し、 すことで、形式的な開示につながる懸念が ある。この問題に対処するため、株主には、 実例とともに議決権行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。改訂案では、議決権行使をした全議案につ いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		can see the benefits of disclosing voting	行使理由の開示にメリットがあるが、投票や	使結果の説明義務を課すことは、形式的な
58well as the reasons behind a vote.多数の企業に投資する運用機関では、全いてではなく、投資先企業との建設的な対話58For asset managers holding many portfolio companies the obligation to explain votes for all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies.多数の企業に投資する運用機関では、全 議案に対する議決権行使結果の説明義務を 課すことで、形式的な開示につながる懸念が ある。この問題に対処するため、株主には、 実例とともに議決権行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。いてではなく、投資先企業との建設的な対話 に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		reasons. But voting alone is a crude tool for	その理由単体では、会社提案を評価するた	開示を助長する懸念があることなどから、本
58For asset managers holding many portfolio companies the obligation to explain votes for all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies.議案に対する議決権行使結果の説明義務を 課すことで、形式的な開示につながる懸念が ある。この問題に対処するため、株主には、 実例とともに議決権行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。に資する観点から重要と判断される議案に ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		assessing both proposals from corporate as	めの大雑把なツールでしかない。	改訂案では、議決権行使をした全議案につ
58companies the obligation to explain votes for all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies.課すことで、形式的な開示につながる懸念が ある。この問題に対処するため、株主には、 実例とともに議決権行使方針の実践状況の 説明を求めてはどうだろうか。ついて賛否を問わず理由を開示することを求 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		well as the reasons behind a vote.	多数の企業に投資する運用機関では、全	いてではなく、投資先企業との建設的な対話
<sup>58</sup> all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies. all general meetings is likely to lead to so.co問題に対処するため、株主には、 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も 説明を求めてはどうだろうか。 がのではどうだろうか。 ある。この問題に対処するため、株主には、 めており、このような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も ごのような議案に当たるかどうか は各機関投資家において、個々の事情等も ごうたんではどうだろうか。		For asset managers holding many portfolio	議案に対する議決権行使結果の説明義務を	に資する観点から重要と判断される議案に
all general meetings is likely to lead to standard answers and non-meaningful disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies. add do add add	50	companies the obligation to explain votes for	課すことで、形式的な開示につながる懸念が	ついて賛否を問わず理由を開示することを求
disclosures. This issue can be resolved by requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies.説明を求めてはどうだろうか。踏まえながら自ら判断されることが重要だと 考えております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決	50	all general meetings is likely to lead to	ある。この問題に対処するため、株主には、	めており、このような議案に当たるかどうか
requiring shareholders to explain the implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies. オえております。 また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		standard answers and non-meaningful	実例とともに議決権行使方針の実践状況の	は各機関投資家において、個々の事情等も
implementation of their voting policy with practical examples to their voting policies.また、ご指摘の議決権行使方針について は、指針5-2において、機関投資家に議決		disclosures. This issue can be resolved by	説明を求めてはどうだろうか。	踏まえながら自ら判断されることが重要だと
practical examples to their voting policies. は、指針5-2において、機関投資家に議決		requiring shareholders to explain the		考えております。
		implementation of their voting policy with		また、ご指摘の議決権行使方針について
権の行使についての明確な方針の策定・公		practical examples to their voting policies.		は、指針5-2において、機関投資家に議決
				権の行使についての明確な方針の策定・公

			表を求めているところであり、その策定・公表	
			に当たっては個々の機関投資家が置かれた	
			状況も踏まえつつ、顧客・受益者(最終受益	
			者を含む。)等の関係者にとって十分分かり	
			やすいものとなるよう、各機関投資家におい	
			て工夫が行われることが重要と考えます。	
	Regarding the topic of "important" votes, we	「重要」な議決権行使に関しては、本コード	賛否の理由を公表する議案につきまして	
	think the question of what makes a vote	において何によってその議決権行使が重要	は、投資先企業との建設的な対話に資する	
	significant is important for the stewardship	となるかについて考えることが重要だと考え	という観点から重要と判断されるかどうかと	
	code to consider. We recognize that some	る。いくつかの議決権行使は他の議決権行	いう視点に立ち、各機関投資家において、	
	votes are more significant than others, and at	使より重要であることがあるし、時には反対	個々の事情等も踏まえながら自ら判断される	
	times a supportive vote may be as significant	の議決権行使と同じくらい賛成の議決権行	ことが重要だと考えております。	
	as voting against a proposal. We are wary of	使が重要となることもある。20%以下の反対	このため、現在記載している以上に個別	
	the general trend of treating proposals that	票であった議案を基本的に重要、とみなす傾	に詳細な定義をすると、却って列挙項目のみ	
59	have received $\sim$ 20% votes against as	向には慎重であるべきと考える。大株主が間	に注力すれば足りるとの誤解を招くおそれも	
39	significant on that basis. Sometimes majority	違っていることもあれば少数株主が間違って	あることから、より詳細な定義を定めることは	
	and minority shareholders are wrong, and	いることもあるし、メディアが間違っていること	控えることとさせていただきます。	
	sometimes the media are wrong. Separate	もある。世論や流行といった気まぐれとは別		
	from the vagaries of public opinion and	に、顧客の資産を投資するに当たって採用し		
	popular trends, there are issues to be voted	ている成長理論と関係するような投資に関し		
	on that are relevant to the investment case,	議決権行使がされる議案もある。これらのト		
	those which are relevant to the growth thesis	ピックは、脚光を浴びていようが浴びていな		
	upon which we invest our client's funds.	かろうが重要である。本改訂案の「重要な議		
	These matters, regardless of whether they			
would encourage the adoption of a similarly aspirational definition of "important votes" in the revised Stewardship Code.用されることを期待する。We think it is best practice for investors to explain their voting rationale when they vote against a management resolution. It is not practical, or necessary, to call for explanations when investors vote in favour of a management resolution.投資家が取締役の選任議案に反対の議 、権行使を行う際には、その理由について 説明することがベストプラクティスであると考 える。取締役の選任議案に賛成の議決権行 使をする際に特段の説明を行うことは、実務 上現実的でなく、必要性も乏しい。ご指摘のような取締役選任議案への) の場合に限って理由の公表を「すべき」 ることは、理由の公表を避けて形式的に当 の議決権行使することを誘発するおそれ あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につ は、議決権行使に係る可視性を高める特 などから、賛成の理由公表するのが望 いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきま いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との運ぎ	ī			
---	----------	--	-----------------------	-----------------------
aspirational definition of "important votes" in the revised Stewardship Code. <ul> <li>We think it is best practice for investors to explain their voting rationale when they vote against a management resolution. It is not practical, or necessary, to call for explanations when investors vote in favour of a management resolution.</li> <li>60</li> <li>60</li> <li>60</li> </ul> <ul> <li>60</li> <li>80</li> <li>80</li></ul>		are in the limelight or not, are significant. We		
the revised Stewardship Code.投資家が取締役の選任議案に反対の議 と資家が取締役の選任議案に反対の議 、株行使を行う際には、その理由について 説明することがベストプラクティスであると考 ることは、理由の公表を避けて形式的に行 の場合に限って理由の公表を運けて形式的に行 の場合に限って理由の公表を避けて形式的に行 の場合に限って理由の公表を避けて形式的に行 の場法権行使することを誘発するおそれ あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につ は、議決権行使に係る可視性を高める者 などから、賛成の理由も公表するのが望 いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきま いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建調			用されることを期待する。	
We think it is best practice for investors to explain their voting rationale when they vote against a management resolution. It is not practical, or necessary, to call for explanations when investors vote in favour of a management resolution.投資家が取締役の選任議案に反対の議 には、その理由について 説明することがベストプラクティスであると考 える。取締役の選任議案に賛成の議決権行 使をする際に特段の説明を行うことは、実務 上現実的でなく、必要性も乏しい。ご指摘のような取締役選任議案への) の場合に限って理由の公表を避けて形式的に ることは、理由の公表を避けて形式的に あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につ は、議決権行使に係る可視性を高める者 などから、賛成の理由も公表するのが望 いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきまい 、inずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建調		aspirational definition of "important votes" in		
explain their voting rationale when they vote against a management resolution. It is not practical, or necessary, to call for explanations when investors vote in favour of a management resolution.決権行使を行う際には、その理由について 説明することがベストプラクティスであると考 える。取締役の選任議案に賛成の議決権行 使をする際に特段の説明を行うことは、実務 上現実的でなく、必要性も乏しい。の場合に限って理由の公表を避けて形式的に行いた ることは、理由の公表を避けて形式的に行い の議決権行使することを誘発するおそれ あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につい は、議決権行使に係る可視性を高める行 などから、賛成の理由も公表するのが望いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきまい いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建築		the revised Stewardship Code.		
against a management resolution. It is not practical, or necessary, to call for explanations when investors vote in favour of a management resolution.説明することがベストプラクティスであると考 える。取締役の選任議案に賛成の議決権行 使をする際に特段の説明を行うことは、実務 上現実的でなく、必要性も乏しい。ることは、理由の公表を避けて形式的にす の議決権行使することを誘発するおそれ あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につい は、議決権行使に係る可視性を高める者 などから、賛成の理由も公表するのが望いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきまい いずれにしましても、賛否の理由を公表す 議案につきましては、投資先企業との建築		We think it is best practice for investors to	投資家が取締役の選任議案に反対の議	ご指摘のような取締役選任議案への反対
practical, or necessary, to call for explanations when investors vote in favour of a management resolution.える。取締役の選任議案に賛成の議決権行 使をする際に特段の説明を行うことは、実務 上現実的でなく、必要性も乏しい。の議決権行使することを誘発するおそれ あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につ は、議決権行使に係る可視性を高める者 などから、賛成の理由も公表するのが望 いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきま いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建築		explain their voting rationale when they vote	決権行使を行う際には、その理由について	の場合に限って理由の公表を「すべき」とす
60explanations when investors vote in favour of a management resolution.使をする際に特段の説明を行うことは、実務 上現実的でなく、必要性も乏しい。あるなどの指摘があります。 また、改訂案のような重要な議案につい は、議決権行使に係る可視性を高める などから、賛成の理由も公表するのが望いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきまい ずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建築		against a management resolution. It is not	説明することがベストプラクティスであると考	ることは、理由の公表を避けて形式的に賛成
a management resolution.       上現実的でなく、必要性も乏しい。       また、改訂案のような重要な議案についは、議決権行使に係る可視性を高めるななどから、賛成の理由も公表するのが望いとの意見があるところです。こうした指数まえて原案を維持とさせていただきまいであるところです。こうした指数まえて原案を維持とさせていただきまいずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建調		practical, or necessary, to call for	える。取締役の選任議案に賛成の議決権行	の議決権行使することを誘発するおそれが
60 は、議決権行使に係る可視性を高める領などから、賛成の理由も公表するのが望いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきまいずれにしましても、賛否の理由を公表で 議案につきましては、投資先企業との建調		explanations when investors vote in favour of	使をする際に特段の説明を行うことは、実務	あるなどの指摘があります。
60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 6		a management resolution.	上現実的でなく、必要性も乏しい。	また、改訂案のような重要な議案について
60 いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきま いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建調				は、議決権行使に係る可視性を高める観点
いとの意見があるところです。こうした指 踏まえて原案を維持とさせていただきま いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建調	<u> </u>			などから、賛成の理由も公表するのが望まし
いずれにしましても、賛否の理由を公表 議案につきましては、投資先企業との建調	60			いとの意見があるところです。こうした指摘も
議案につきましては、投資先企業との建築				踏まえて原案を維持とさせていただきます。
				いずれにしましても、賛否の理由を公表する
な対話に資するという観点から重要と判				議案につきましては、投資先企業との建設的
				な対話に資するという観点から重要と判断さ
れるかどうかという視点に立ち、各機関				れるかどうかという視点に立ち、各機関投資
家において、個々の事情等も踏まえなが				家において、個々の事情等も踏まえながら自
ら判断されることが重要だと考えておりま				ら判断されることが重要だと考えております。
Voting disclosure is a good idea in principle. 議決権行使の開示はよい取組みである。 ご指摘のような指針1-3、1-4、及		Voting disclosure is a good idea in principle.	議決権行使の開示はよい取組みである。	ご指摘のような指針1-3、1-4、及び1
Investee companies should understand why 投資先企業は各議案について賛成又は反対 -5のアセットオーナーに関する各指針の	61	Investee companies should understand why	投資先企業は各議案について賛成又は反対	-5のアセットオーナーに関する各指針の中
<sup>01</sup>   there were votes for or against an agenda   票が投じられた理由を理解するべき。しか   で、今回「規模や能力等に応じて」という	01	there were votes for or against an agenda	票が投じられた理由を理解するべき。しか	で、今回「規模や能力等に応じて」という言葉
item. I'm concerned it would create another し、これには、小規模な投資家や小さなポジ を加えたのは、規模等の全く異なる他の		item. I'm concerned it would create another	し、これには、小規模な投資家や小さなポジ	を加えたのは、規模等の全く異なる他のアセ

layer of reporting that could start to become	ションを多く抱える大規模な投資家に対して	ットオーナーと同レベルの活動ができなけれ
burdensome for smaller firms and larger firms	重荷となるような、追加的な報告義務が発生	ば本コードの受入れはできない、というアセッ
with many, small positions. The barrier to	するのではないかという懸念がある。エンゲ	トオーナーの不安を払拭し、企業年金等のア
start an asset management fund focused on	ージメントに注力する資産運用ファンドを始	セットオーナーが本コードを受け入れることを
engagement should not be raised. In this	めるに当たっての障壁を設けるべきではな	後押しするためのものです。
regard, the Guidance 5-3 should incorporate	い。そのような意味では、指針5-3は、指針	賛否の理由を公表する議案につきまして
the concept from Guidance 1-3, 1-4 and 1-5:	1-3、1-4、1-5にならって、「自らの規模	は、投資先企業との建設的な対話に資する
"corresponding to their size and capacity,	や能力等に応じ」という文言を付記するべ	という観点から重要と判断されるかどうかと
etc." So long as there is a way to streamline	き。指針5-3は、プロセスを合理化する方法	いう視点に立ち、各機関投資家において、そ
the process, it would help improve the	がある限り、企業との対話を発展させ、株主	の規模や能力等も含めた個々の事情等も踏
dialogue with companies and enable	の個別の不満を表明できるようになると考え	まえながら自ら判断されることが重要だと考
shareholders to voice specific frustrations.	られる。	えております。
		また、本コードは「コンプライ・オア・エクス
		プレイン」の手法を採用していますので、それ
		ぞれの機関投資家の置かれた状況により、
		個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の
		行使結果を公表することが必ずしも適切でな
		いと考えられる場合には、その理由を積極的
		に説明することによって対応することが考え
		られます。

●問	5(「機関投資家向けサービス提供者」に関する	原則8の新設及びその留意点等)	
	We welcome the new guidance provided for	原則8において、議決権行使助言会社に	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	proxy advisors in Principle 8.	対して設けられた新たな指針を歓迎する。	います。
	We recognize that the entire market benefits	機関投資家向けサービス提供者が利益相	
62	when service providers avoid conflicts and	反を避け、透明性・正確性・アクティブなエン	
02	promote transparency, accuracy and active	ゲージメントを促進していけばマーケット全体	
	engagement, and we welcome the Council's	に利益があると認識しているし、本検討会に	
	attention to this area.	おいてこの分野に焦点が当たったことは歓迎	
	(他 同旨4件)	すべきことである。	
	We support Guidance 8-1 and recognize the	指針8-1を支持する。議決権行使助言	
	need for service providers, such as proxy	会社のようなサービス提供者においては利	
63	advisors, to develop and disclose structures	益相反管理体制を構築し、公表する必要性	
	for managing conflicts of interest.	があると認識している。	
	We support Guidance 8-2 and recognize the	指針8-2を支持する。議決権行使助言	
	need for proxy advisors to dedicate sufficient	会社が、機関投資家において短期間のうち	
	human and operational resources to the	に精査の上で何千もの議決権を行使すると	
64	important support role they play in helping	いう受託者責任を果たすことをサポートする	
04	institutional investors meet their fiduciary	重要な役割を果たす上で、十分な人的・組織	
	responsibility to vote thousands of securities	的体制を整備することは必要である。	
	in an informed manner, usually in a very		
	compressed timeframe.		
	We support the disclosure of the processes	議決権行使助言会社による正確な情報の	
65	proxy advisors use in relation to the	収集と助言の策定に関するプロセスの公表	
	collection of accurate information and the	を支持する。各議案を分析する際に用いる手	

	formulation of their vote recommendations.	法や踏むステップを公表するに当たっては透
	A proxy advisor is a believer of being	明性を確保すべきであると強く信じている。
	transparent when it comes to the disclosure	
	of its methodologies and steps it takes when	
	analyzing each proposal for which it issues	
	vote recommendations.	
	(他 同旨1件)	
	We support Guidance 8-3 and recognize the	指針8-3を支持する。議決権行使助言
	need for proxy advisors to not only engage	会社は投資家たる顧客と対話するのみなら
66	with their investor clients but to also provide	ず、調査の過程の様々な段階で企業が意見
00	companies with the opportunity to be heard	を言う機会を設ける必要がある。
	at different stages of the proxy research	
	process.	
	Addressing this issue for proxy advisors is	議決権行使助言会社が利益相反問題に
	helpful. Proxy advisors serve an important	取り組むことは有益である。議決権行使助言
	function in the voting infrastructure for a	会社は、多くの様々な投資家のための議決
67	diverse and large number of investors. It is	権行使のインフラにおいて重要な役割を果た
07	important that proxy advisors continue to	している。議決権行使助言会社が、経営陣
	serve this function and remain independent,	や他の第三者から過度なプレッシャーを受け
	without being unduly pressured by	ることなく、独立した立場からこの機能を担い
	management or any third party.	続けることが重要である。
	We support the new principle relating to	原則8を支持する。サービス提供者はスチ
68	service providers to institutional investors.	ュワードシップ「エコシステム」の中で重要な
	Service providers have an important role to	役割を果たしており、サービス提供者の活動

	play in the stewardship "ecosystem", and it		
	is important that their activities are aligned	ードシップを促進する機関投資家の行動に	
	with institutional investors to promote	沿っていることは重要である。	
	sustainable value creation and effective		
	stewardship.		
	(他 同旨2件)		
	At a high level, we are generally comfortable	概して本改訂案に賛成であるが、議決権	議決権行使助言会社はこれまでも本コー
	with the proposed changes. However, we	行使助言会社を対象とした原則8に含まれる	ドの対象とされてきたところ、議決権行使助
	consider the provisions included within	条項については、現状を鑑みるに、日本には	言会社や年金運用コンサルタントなどのサー
	Principle 8, focusing on proxy advisors to be	まだ馴染まないものと考える。	ビス提供者が機関投資家のスチュワードシッ
	unimplementable in Japan given the current		プ活動の質に大きな影響を及ぼし得ることを
69	voting chain.		踏まえ、機関投資家から業務の委託等を受
			け、機関投資家が実効的なスチュワードシッ
			プ活動を行うことに資するサービスを提供し
			ている主体を「機関投資家向けサービス提供
			者」として再定義した上で、これらの主体に適
			用される原則8を設けたものです。
	We think that proxy advisers would be able to	株主総会の時期が分散していれば、議決	貴重なご意見として承ります。
	have higher quality voting assessments	権行使助言会社はより質の高い評価や助言	ご指摘のような株主総会の開催が集中し
	/recommendations if companies are	ができると考える。	ていることについては、「スチュワードシップ・
70	encouraged to hold their annual shareholders		コードの再改訂に当たって」において企業側
	meetings at different times of the year.		の課題の一つとして取り上げており、今後、
			フォローアップ会議や金融庁を含む関係者に
			おいて更に検討を行うことが期待されます。

	As it relates to the requirement for proxy	日本拠点の設置に関連して、いくつかの	ご指摘の点については、議決権行使助言
	advisors to have a local presence within	懸念を持っている。議決権行使助言会社が	会社が、日本に拠点を設置することにより、
	Japan, we have some reservations. We	日本に拠点を設置するのは常に実現可能な	企業との意見交換等を容易にする場合があ
	recognize that setting up an establishment is	ものではない。	ると考えられるため、指針8-2では、議決権
	not always feasible and presents its set of	議決権行使助言会社が正確な調査を提	行使助言会社について、日本に拠点を設置
	challenges.	供する能力は、日本に拠点を持っているか	することを含め十分かつ適切な人的・組織的
	In our view, the ability of a proxy advisor to	否かで判断されるべきではないと考える。特	体制を整備すべきとしています。
71	provide accurate proxy research should not	定の地域にオフィスを置くかどうか、維持する	なお、日本拠点の設置は、議決権行使助
	be conditioned on whether or not the proxy	かどうかは、助言会社の判断に委ねられる	言会社の個々の企業に対する正確な情報に
	advisor has a business establishment in	べき。	基づく助言を行うために、十分かつ適切な人
	Japan. We strongly believe that the decision		的・組織的体制の整備の代表的な例の一つ
	on whether or not to open and maintain an		として示したものです。したがって、個々の議
	office in a particular jurisdiction should be up		決権行使助言会社の置かれた状況に照らし
	to the proxy advisor.		て、十分かつ適切な人的・組織的体制の検
	(他 同旨1件)		討が進められることを期待します。
	We find the requirement to set up a business	議決権行使助言会社は日本拠点の設置	
	establishment in Japan not practicable for	がなくとも質の高いサービスを提供しており、	
	smaller proxy advisor firms that may well offer	拠点をその地域で設置する余裕やリソース	
72	quality services even in the absence of such	のない小規模の議決権行使助言会社にとっ	
	establishment and that may not have the	ては実現不可能なものであり、本指針によ	
	capacity/resources to set it up locally.	り、市場の独占に結び付く。	
	(他 同旨1件)		

		送油佐仁住叶子人社にして河大は叶子は	キチャッチャート インリナナ
	We strongly believe its research and	議決権行使助言会社による調査や助言は	貴重なご意見として承ります。
	recommendations should be based	公表情報のみに基づいて行われるべきと強	ご指摘等を踏まえ、議決権行使助言会社
	exclusively on publicly available information.	く考えている。これにより、客観的な分析が可	が助言を行うに当たって、企業の開示情報に
	This position allows for objective analysis, and	能となり、企業側が投資家に明確で包括的	基づくことも重要であるという点を明確化する
73	encourages companies to provide their	な開示を行うよう促進されるためである。	ため、指針8-3の前段について、議決権行
	investors with clear and comprehensive		使助言会社は、「企業の開示情報に基づくほ
	disclosure.		か、必要に応じ、自ら積極的に意見交換しつ
	(他 同旨1件)		つ、助言を行うべきである。」との記載に修正
			しました。
	In our view, allowing companies to review the	企業に議決権行使助言会社が提供する	貴重なご意見として承ります。
	finished work product of a proxy advisor etc.	助言等を事前にレビューする機会を与えるこ	指針8-3の後段は、助言の対象となる企
	before it is distributed to its investor clients	とは、総会のピーク時期においては極めて難	業に対して、前提となる情報に齟齬がないか
	would not only be extremely challenging	しいことであるのみならず、議決権行使助言	等を確認する機会を与え、当該企業から出さ
	during the peak proxy season but would also	会社の調査・レポート作成の時間を深刻なレ	れた意見も合わせて顧客に提供することも、
74	place serious constraints on the proxy	ベルで制限し、そのような限られた時間の中	議決権行使助言会社から提供される助言の
	advisor's time to research and write its	で顧客はレポート等を読み込まなければなら	前提となる情報の正確性や透明性に資する
	reports and on the already compressed	ない事態を招くと考える。	取組みの一つとして考えられる旨を示したも
	timeframe their clients have to digest these		のです。一方で、このような取組みを具体的
	materials.		に実施するに当たっては、指針8-3の前段
	(他 同旨1件)		において、個々の議決権行使助言会社の置

	Given the tight timeframes and crowded	日本の議決権行使シーズンが時間的にタ	かれた状況に照らし、「必要に応じ」、自ら積
	nature of Japan's proxy voting season, the	イトかつ集中していることに鑑みれば、どの	極的に意見交換を行うものとしています。
75	idea that proxy advisers can enter a dialogue	ような方法であれ、議決権行使助言会社が	ご指摘のような株主総会の開催が集中し
75	with companies in any kind of systematic way	企業と対話を行うことが実現可能と思えな	ていること等については、「スチュワードシッ
	is hard to envisage.	い。	プ・コードの再改訂に当たって」において企業
	(他 同旨2件)		側の課題の一つとして取り上げており、今
	Relating to Principle 8-3, given the	指針8-3に関して、日本における6月の	後、フォローアップ会議や金融庁を含む関係
	condensed timing of the Japanese proxy	議決権行使期間が短いことに鑑みると、企業	者において更に検討を行うことが期待されま
	voting season in June, we do not consider	が議決権行使助言会社にフィードバックを提	す。
76	there would be enough time for the additional	供する追加的なプロセスを実施する十分な	
	process of companies providing feedback to	時間があるとはいえないと考えられる。	
	proxy advisors to take place.		
	(他 同旨1件)		
	We agree with Guidance 8-1.On the other	指針8-1に賛同する一方、指針8-2及	指針8-2及び指針8-3については、議
	hand, we have the following reservations	び8-3については、十分な情報に基づいた	決権行使助言会社が機関投資家のスチュワ
	about Guidance $8-2$ and $8-3$ . We believe that	議決権行使の決定を行うためには、企業側	ードシップ活動の質に大きな影響を及ぼし得
	companies should be responsible for providing	にも企業情報の公表が適時に行われる責任	ることを踏まえ、助言策定プロセスの公表を
	information in the public domain in a timely	があると考える。	求め、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見
77	way to allow informed voting decisions.		交換をしつつ、助言を行うこと等を求めており
			ます。
			企業側の株主総会資料の早期開示につ
			いては、「スチュワードシップ・コードの再改訂
			に当たって」において企業側の課題の一つと
			して取り上げており、今後、フォローアップ会

			議や金融庁を含む関係者において更に検討
			を行うことが期待されます。
	As for the idea that a proxy advisor should	議決権行使助言会社はその調査結果が	指針8-3においては、助言の対象となる
	allow companies to include their opinion on its	顧客にわたる前に企業側の意見を取り込む	企業から求められた場合に、当該企業に対
	research prior to it being published to its	べきとする考えに関しては、議決権行使助言	して、前提となる情報に齟齬がないか等を確
78	clients, we feel strongly that this would be an	会社と顧客の間の関係性を不当に侵害して	認する機会を与え、当該企業から出された意
	unwarranted intrusion into the relationship	いると強く感じざるを得ない。	見も合わせて顧客に提供することは、助言の
	between the proxy advisor and its clients.		前提となる情報の正確性や透明性の確保に
	(他 同旨1件)		資すると考えられる、としており、必ずしも、
	Giving all companies such an opportunity to	指針8-3の後段は、情報を精査し、レポ	実施しない理由を説明することが求められる
	review the information and draft reports	ートを確認する機会を全企業に与えること	ものではございません。
	would cause a significant delay in our report	は、顧客へのレポートの提供を大幅に遅らせ	なお、本指針は、飽くまで議決権行使助言
79	delivery which is not in the interests of our	ることとなり、顧客の利益やスチュワードシッ	会社の助言の前提となる情報の正確性や透
	clients or the fulfillment of their stewardship	プ責任の遂行を阻害することとなる。	明性の確保の観点から、企業に対しその確
	responsibilities.		認の機会を与えること等に言及しているもの
	(他 同旨1件)		です。
	Regarding requiring proxy advisors to	指針8-3の後段について、議決権行使	貴重なご意見として承ります。「必要に応
	"exchange views" with issuers "upon	助言会社は、顧客である運用機関に発出す	じ」という箇所については、議決権行使助言
	necessity" we would like to highlight the	る前に、作成したレポートに関するフィードバ	会社が機関投資家のスチュワードシップ活動
80	following: proxy advisors already provide	ックをする機会を、既に企業に与えている点	の質に重要な影響を及ぼしていることを踏ま
00	opportunities for issuers to provide feedback	を強調したい。	え、各議決権行使助言会社においてその必
	on their benchmark research reports prior to	指針8-3の「必要に応じ」の定義が明確	要性が検討されることが期待されます。
	delivering them to clients (i.e. institutional	でなく、特定の理由やそうすることの利益もな	
	investors). It appears to be an undue burden	く、企業との対話の範囲を拡大することは、	

	for advisors to expand the energy of the	洋油佐行体助会会社にとって過度なられた	
	for advisors to expand the scope of their	議決権行使助言会社にとって過度な負担に	
	engagement with issuers without a clarity on	思える。	
	what defines "upon necessity" and without		
	an explicit rationale or benefits of mandating		
	such actions.		
	All proxy advisors should have access to the	指針8-3について、情報の非対称性を避	指針8-3については、議決権行使助言
	same information to avoid information	けるため、全ての議決権行使助言会社は同	会社が機関投資家のスチュワードシップ活動
81	asymmetry.	じ情報を入手可能であるべき。	の質に大きな影響を及ぼし得ることを踏ま
			え、助言の前提となる情報の正確性や透明
			性の確保の観点から、議決権行使助言会社
			においても、「必要に応じ」、自ら企業と積極
	We have concerns with urging proxy advisors	指針8-3において上場企業から直接入	的に意見交換を行うことが有益な場合があり
	to rely on supplemental information obtained	手する補助的な情報に頼るように議決権行	得ると考えております。
	directly from listed companies. In practice, it	使助言会社に促すことに懸念がある。実務	
	does not seem feasible that a proxy advisor	上、議決権行使助言会社がその顧客に対し	
82	could provide a recommendation to its clients	て、上場企業が個別に回答した非公表情報	
	based on non-public information that is	に基づいて助言を提供することは実現可能と	
	disclosed to the proxy advisor by the	は思えない。	
	company in question.		
	(他 同旨1件)		

	With regard to proxy advisors "exchanging	議決権行使助言会社の助言は、公表され	指針8-3については、議決権行使助言
	views actively with companies upon	た情報に基づくべきであり、指針8-3の前	会社が機関投資家のスチュワードシップ活動
	necessity", we do not believe that this is	段は不要である。	の質に大きな影響を及ぼし得ることを踏ま
	necessary. Proxy advisors' guidance should	もし非公開情報が企業と議決権行使助言	え、助言の前提となる情報の正確性や透明
	be based on publicly disclosed information.	会社の間で共有された場合、議決権行使助	性の確保の観点から、議決権行使助言会社
83	Furthermore, if any material non-public	言会社のサービスの利用者においてインサ	においても、「必要に応じ」、自ら企業と積極
83	information is shared by the company with the	イダー取引の問題を引き起こす可能性もあ	的に意見交換を行うことが有益な場合があり
	proxy advisor, this could potentially lead to	る。	得ると考えております。
	issues of insider trading for subscribers to the		インサイダー取引との関係については、指
	proxy service.		針4ー6及び脚注 21 を参考とし、未公表の重
			要事実を受領することについては、基本的に
			は慎重に考えるべきです。
	We advocate Principle 8-1 on conflicts of	指針8-1の利益相反に関する記述を支	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	interest. Footnote 27 that specifies the	持する。様々なサービス提供者に言及してい	います。前文の「本コードの目的」では、機関
	various types of service providers could be	る脚注 27 は「コードの目的」に記載されるべ	投資家向けサービス提供者を含めた本コー
84	inserted to the 'Aims of the Code'.	き。	ドの各主体の定義を定めており、脚注 27 は
			前文第9項における機関投資家向けサービ
			ス提供者の定義を補足するものとして位置
			付けております。
	We find that footnote 29 is a truly important	脚注 29 は新しい枠組みの中で非常に重	貴重なご意見として承ります。
0.5	component of the new proposed framework	要な要素であり、指針8-2の中に組み込ま	
85	and should be integrated to the text of	れるべき。	
	Principle 8–2.		

	Proxy advisors could instead develop such a	議決権行使助言会社は、指針8-3がなく	貴重なご意見として承ります。
	dialogue where necessary and inform	とも必要な場合には企業と対話を行うことが	指針8-3については、議決権行使助言
	accordingly their clients of its outcome.	できるし顧客にその結果を伝えることもでき	会社が機関投資家のスチュワードシップ活動
	Attaching the company's opinion to the	る。企業の意見を議決権行使助言会社の助	の質に大きな影響を及ぼし得ることを踏ま
	advisor's recommendation without our	言に合わせて提供することは、市場関係者と	え、助言の前提となる情報の正確性や透明
	recommendation may lead to a fragmented	企業の間での対話の質を高める機会を逸す	性の確保の観点から、議決権行使助言会社
	and less useful. Message to clients and	ることになる。	においても、「必要に応じ」、自ら企業と積極
	misses the opportunity to convey educative	したがって、顧客には企業との対話につい	的に意見交換を行うことが有益な場合があり
86	messages to clients and enhance dialogue	て知らせつつ、企業との対話を行うに当たっ	得ると考えております。
	among market actors and companies. We,	てはより柔軟性が認められるようにすべきで	また、機関投資家においては自身のスチ
	therefore, propose that the Code allows for	あると考える。	ュワードシップ責任を果たすという観点から
	more flexibility in framing and developing		も、企業との間で建設的な対話などを通じ
	dialogue with companies while allowing clients		て、当該企業の企業価値の向上やその持続
	to be duly informed of the dialogue that may		的な成長を促すことにより、顧客・受益者の
	have taken place (if any).		中長期的な投資リターンの拡大を図ることが
			求められています。
	We welcome footnote 28 in the proposed	議決権行使助言会社における「対象企業	脚注 28 では、指針8-2において具体的
	Code which mentions the disclosure	との対話の有無、態様」についての公表を求	な公表が求められる助言策定プロセスとは、
	requirement on whether proxy advisors 'have	める脚注 28 に賛成である。しかし、「態様」は	一般的に、助言策定に当たって依拠する主
	dialogues with companies, and the nature of	情報としてより有益である対話の「結果」を含	な情報源、対象企業との対話の有無、態様
87	such dialogues'. Nevertheless, the 'nature'	むとは限らないため、脚注 28 に対話の「結	等が考えられるとしており、個別の議案に係
	does not necessarily include 'outcomes' of		る助言に当たっての個別の対話の内容等を
	such dialogue which are even more		念頭に置いているものではございません。ま
	informationally useful. We, therefore, suggest		た、脚注28は個別具体的な対話の結果につ
L			

	including 'outcomes' in the disclosure framework and integrating footnote 28 in		いての公表を念頭に置いているものでもござ いません。
	Principle 8–3.		U. & C. V.
	Whilst ensuring a conflict of interest policy is	利益相反の方針の実施を確実にする一方	貴重なご意見として承ります。
	in place, we consider proxy advisor should	で、議決権行使助言会社は、例えば、重要な	
88	also publish further documents and/or	ESG に関する問題をどのように考慮している	
00	procedures, for example, how they are	かなど更なる資料・手続を公表すべき。	
	considering, material environmental, social		
	and governance issues.		
	The council should ensure that information	議決権行使助言会社間での情報の非対	指針8-3においては、「助言の対象とな
	asymmetry does not become an unintended	称性が意図せぬ結果をもたらすこととならな	る企業から求められた場合に、当該企業に
	consequence across proxy advisors. If the	いようにする必要がある。企業が追加的な情	対して、前提となる情報に齟齬がないか等を
	situation arises where a company considers	報が必要だと考えるような状況になれば、直	確認する機会を与え、当該企業から出された
	additional information to be required, this is	接、機関投資家と対話することが望ましい。	意見も合わせて顧客に提供することは、助言
89	better communicated to investors via normal	議決権行使助言会社が、一般に入手可能な	の前提となる情報の正確性や透明性の確保
	distribution channels. We would not be	情報以外の情報に基づき議決権行使の助言	に資すると考えられる。」としており、必ずし
	comfortable with any guidance that could lead	を行うことを促す可能性のある指針8-3に	も、実施しない理由を説明することが求めら
	to a proxy advisor basing its vote	は反対である。	れるものではございません。
	recommendation on anything other than		
	publicly available information.		
	We fundamentally disagree that proxy	指針8-3に基本的に反対である。議決権	指針8-3については、議決権行使助言
90	advisors should be requested to exchange	行使プロセスが機能するためには、市場にお	会社が機関投資家のスチュワードシップ活動
90	views actively with companies and not only	いて情報にアクセスできるように、企業が情	の質に大きな影響を及ぼし得ることを踏ま
	rely on disclosed information (Guidance $8-3$ ).	報を提供する必要があると考えている。当該	え、助言の前提となる情報の正確性や透明

	We believe that for the voting process to function, companies must provide information in the public domain so that the market has access to the information. The information cannot be limited to closed meetings between proxy advisors and companies and should be available to all investors.	情報は、議決権行使助言会社と企業との間 での非公式なミーティングにおける限定的な ものではなく、全ての投資家に対するもので あるべき。	性の確保の観点から、議決権行使助言会社 においても、必要に応じ、自ら企業と積極的 に意見交換を行うことが有益な場合があり得 ると考えております。
	(他 同旨1件)		
91	It is our understanding that most proxy advisors already have structures in place to avoid or mitigate potential conflicts. However, we agree that specific disclosure of any material interests, material transactions /relationships and any other information that is material to assessing the objectivity of the proxy advisor in the matter or parties concerning which it is providing the advice would be useful. Values, where relevant, should be disclosed, e.g. how much a proxy advisor has been paid for consulting services, the nature of the services, duration of the relationship, etc. We do not believe that it would be appropriate that conflicts of interest disclosure be made public, disclosure included	決権行使助言会社の客観性の評価に必要 な情報等に関する個別具体的な開示は有用 であり、賛同する。また、サービスの提供料、 サービスの態様、サービスの利用期間等に ついても公表されるべき。もっとも、利益相反 管理に関する開示は、公表されるのは適切 ではなく、顧客に対するレポートにおいて開	貴重なご意見として承ります。 なお、指針8-1に基づく利益相反管理体 制に関する取組みは、これらが公表されるこ とにより、顧客である機関投資家や受益者な どにおいて、公表情報の比較等を行うことが 可能となるものと考えます。

	as part of the proxy reports would suffice.		
	We agree that proxy advisors should develop	企業には、助言が顧客に提供される前に	貴重なご意見として承ります。
	human and operational resources and	助言を確認しフィードバックの機会を与える	指針8-3の前段については、議決権行
	disclose the processes whereby voting	べきでない。	使助言会社が機関投資家のスチュワードシ
	recommendations are determined, we would	議決権行使助言会社による助言は、事実	ップ活動の質に大きな影響を及ぼし得ること
	be wary about the inclusion of a requirement	に限定された上で、単に情報提供として企業	を踏まえ、助言の前提となる情報の正確性
	that they exchange views with the companies	に提供されるべき。企業に対し、議決権行使	や透明性の確保の観点から、議決権行使助
	on which they are reporting. In particular,	助言会社の分析事項や手法に限らずに事実	言会社においても、必要に応じ、自ら企業と
	companies should not be permitted an	以上のことについての確認とコメントの機会	積極的に意見交換を行うことが有益な場合
	opportunity to review proxy voting advice and	を与えれば、助言はこれに影響されやすくな	があり得ると考えております。
92	provide feedback to the proxy advisor before	る。	なお、指針8-3の後段においては、飽く
	the proxy advisor provides the advice to		まで議決権行使助言会社の助言の前提とな
	clients. Our view is that a copy of the advice		る情報の正確性や透明性の確保の観点か
	of proxy advisors, restricted to facts, should		ら、企業に対しその確認の機会を与えること
	be sent to companies for information only.		を想定しております。
	Allowing companies to review and comment		
	on items beyond the facts including but not		
	limited to matters of analysis and		
	methodology renders the advice vulnerable to		
	influence.		

	We are very supportive of the inclusion of	本コードに機関投資家向けサービス提供	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	service providers within the Code. pensions	者が含まれたことに賛成である。年金運用コ	います。
	market: the enormous influence that	ンサルタントは年金に関する受託に大きな影	
	investment consultants have over pension	響を持っている。インベストメント・チェーンに	
	scheme trustees. To ensure that stewardship	おいてスチュワードシップが実効的に行われ	
93	is practised effectively throughout the	るためには、特に年金運用コンサルタントに	
	investment chain it is essential to hold	ついて、本コードの他の署名機関と同等のレ	
	investment consultants in particular to the	ベルが求められることが重要である。	
	same standard as other signatories to the		
	Code.		
	(他 同旨1件)		
	We agree with Guidance 8–1. On the other	指針8-1に賛同する一方、指針8-2及	指針8-2及び指針8-3については、議
	hand, we have the following reservations	び8-3については、十分な情報に基づいた	決権行使助言会社が機関投資家のスチュワ
	about Guidance 8-2 and 8-3. We believe that	議決権行使の決定を行うために、企業には	ードシップ活動の質に大きな影響を及ぼし得
	companies should be responsible for providing	企業情報を適時に公表する責任があると考	ることを踏まえ、助言策定プロセスの公表を
	information in the public domain in a timely	える。	求め、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見
	way to allow informed voting decisions.		交換をしつつ、助言を行うこと等を求めており
94			ます。
			ご指摘のような企業側の株主総会資料の
			早期開示については、「スチュワードシップ・
			コードの再改訂に当たって」において企業側
			の課題の一つとして取り上げており、今後、
			フォローアップ会議や金融庁を含む関係者に
			おいて更に検討を行うことが期待されます。

	I agree with the establishment of Principle 8	原則8及び各指針の新設に賛同する。もっ	貴重なご意見として承ります。
95	and Guidance 8–1, 8–2 and 8–3. Although the	とも、議決権行使助言会社及びサービス提	
35	proxy advisors and service providers may	供者に対しては、別々の法律やコードが必要	
	require a separate law and code of its own.	であろうと思われる。	
	We support the wider definition of 'service	「機関投資家向けサービス提供者」とい	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	providers for institutional investors', which is	う、議決権行使助言会社と年金運用コンサ	います。
	not limited to proxy advisors and investment	ルタントに限られないより広い定義付けに賛	原則8では、機関投資家向けサービス提
	consultants for pension funds. However,	同する。しかし、本改訂案では、議決権行使	供者は、機関投資家がスチュワードシップ責
	under the current proposal, only Guidance 8-	助言会社以外の機関投資家向けサービス提	任を果たすに当たり、適切にサービスを提供
	1 is applicable to service providers who are	供者に適用されるのは指針8-1のみとなっ	し、インベストメント・チェーン全体の機能向
96	not proxy advisors (as both 8-2 and 8-3 are	ている。これらの機関投資家向けサービス提	上に資するものとなるよう努めるべきとしてお
90	specifically for proxy advisors), and it only	供者にも、顧客のスチュワードシップ活動、	ります。
	refers to management of conflicts of	特に長期的な価値を高め持続可能性を確保	議決権行使助言会社及び年金運用コンサ
	interests. We think that those service	する活動をどのようにサポートするかについ	ルタント以外の機関投資家向けサービス提
	providers should also be expected to explain	ての説明が求められるべき。	供者であっても、当該原則8の下で、機関投
	how they support their clients' stewardship		資家が投資先企業の中長期的な企業価値
	activities, particularly in enhancing long-term		の向上を促すに当たって、適切なサービスの
	value and ensuring sustainability.		提供に努めるべきであると考えます。
	The improvement in Japan's Corporate	日本のコーポレートガバナンスの発展は、	貴重なご意見として承ります。
	Governance is due to the Stewardship Code,	スチュワードシップ・コード、コーポレートガバ	
97	the Corporate Governance Code, and a large	ナンス・コード、及び多くの主体の協力による	
97	array of participants all working together.	ものである。これらの主体には、運用機関、	
	Those participants include asset managers,	小口金融保有者、企業年金株主、法人株	
	retail shareholders, pension fund	主、議決権行使助言会社、リサーチアナリス	

	shareholders, corporate shareholders, proxy	ト、年金運用コンサルタントが含まれる。これ	
	advisors, research analysts, and other	ら全てのステークホルダーは、企業の中長期	
	investment consultants and advisors. All of	的な成功のために企業に助言を行うべき。	
	these stakeholders should hold themselves to		
	advising companies in the best interest of the		
	medium- and long-term success of the		
	company.		
	It is appropriate to highlight proxy advisors	機関投資家向けサービス提供者の業務	脚注 27 では、議決権行使助言会社や年
	and investment consultants, but service	は、これら議決権行使助言会社や年金運用	金運用コンサルタント以外の機関であって
	providers need not be limited to these	コンサルタント等の特定のサービスに限定す	も、機関投資家から業務の委託等を受け、機
	particular services and could be expanded.	る必要はなく、より広く捉えることができる。	関投資家が実効的なスチュワードシップ活動
	For example, this could potentially include	例えば、ESG データ・統計の提供者やオーバ	を行うことに資するサービスを提供する機能
98	providers of ESG data and metrics as well as	ーレイ・エンゲージメントサービスが含まれる	を有する場合には、広く該当すると考えられ
98	overlay engagement services.	と考える。	るとしており、ここでの「ある機関」には、上記
			の機関投資家向けサービス提供者の定義に
			含まれるサービスを提供する機関が存在す
			る場合には、当該機関も機関投資家向けサ
			ービス提供者に該当することになるものと考
			えられます。

## ●問6(その他) 協働エンゲージメント 「集団的」が「協働的」エンゲージメントへと 「協働エンゲージメント」については、英国 While we endorse the change in the スチュワードシップ・コード 2020 において、 用語変更されたことを是認するが、「協働的」 'collective' terminology from to 'collaborative' engagement, we propose の用語は曖昧さがないよう明確なものにされ "collective engagement"から"collaborative that the term 'collaborative' needs to be engagement<sup>"</sup>という形で用語が変更されたこ るべき。 今回の用語変更は、「協働的エンゲージメ」とに伴い、指針4-5においても、「協働エン clarified to avoid any ambiguity. ゲージメント」という用語に変更したところで On the positive side, 'collaborative ント」の方が個々のアイデンティティや目的を engagement' may suggest the maintenance 維持しつつも「acting in concert」に当たる活 す。 of individual identities and objectives and 動と認定される法的閾値を超えないようにす 協働エンゲージメントの具体的態様は るように思われる点で好ましい。しかし、「協 様々なものがあり得ると考えられるところ、指 avoids triggering legal thresholds relating to 99 'acting in concert' activities. But, 働的エンゲージメント」は企業からも支持され 針4-5では、機関投資家と企業との間での 'collaborative engagement' may imply an ているようなエンゲージメントを示唆するよう 対話の選択肢の一つとして、協働エンゲージ にも見える。 メントを位置付けています。 engagement that is also supported by the 後者であれば、株主のアクティビズムを侵 company itself. 害することになろう。反対意見も同様に、エン The latter may impede shareholder activism. ゲージメントの結果やスチュワードシップの We find that dissenting opinions may be equally productive and constructive in terms 質の観点からすれば、生産的で建設的であ り得よう。 of engagement outcomes and stewardship quality. 集団的エンゲージメントと協働エンゲージ Both collective engagement and collaborative engagement are valuable and メントは両方とも、スチュワードシップ活動に 100 おいて価値のある重要な別個の要素であ important distinct components of our る。「集団的」及び「協働」エンゲージメントと stewardship activities. We believe there are

		1		
	differences in the way market participants	いった用語について、市場関係者の理解が		
	understand terms like "collaborative" and	異なり得るため、コードで簡単な定義付けを		
	" collective " engagement and encourage	するとよいのではないか。		
	the Code to provide a brief definition.			
	We support the use of the word	本改訂によって「集団的」エンゲージメント	ご指摘の点については、金融庁の「日本	
	'collaborative' in place of 'collective'	という用語が「協働」エンゲージメントという用	版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえ	
	engagement, which we think describes the	語に置き換わったことは、行為がより正確に	た法的論点に係る考え方の整理」(平成 26	
	action more accurately. However, the Code	表現されているため、支持する。しかし、特に	年2月26日公表)(以下、「法的論点に係る	
	should encourage collaborative engagement	日本語版の文章において、より明確に協働	考え方の整理」という。)において、協働エン	
	more explicitly, particularly in the original	エンゲージメントをコードで促進すべきと考え	ゲージメントを行う上で論点となり得る大量保	
	Japanese text.	る。	有報告制度の取扱いについて、「共同保有	
	Researches show that collaborative	複数の調査で、協働エンゲージメントは	者」及び「重要提案行為」の該当性等の点に	
	engagement has positive impacts on the	ESG の取組みや対話における経営陣へのア	つき、解釈の明確化を図っています。	
101	success rate of engagements on ESG issues	クセスに正の効果があるという結果が出てい	本検討会の議論においては、「法的論点	
	and helps gain access to management in	る。	に係る考え方の整理」では、現状行うことが	
	engagement, etc.	金融庁は、協働でエンゲージメントを試み	できる協働エンゲージメントの範囲が明確で	
	FSA should update its legal guidance to	る投資家が、大量保有報告制度上の「共同	はないとの指摘も出されたことから、「スチュ	
	clarify that investors seeking to	保有者」や「特別関係者」又は「重要提案行	ワードシップ・コードの再改訂に当たって」に	
	collaboratively engage will not be deemed to	為」に当たることがないということを明らかに	あるとおり、金融庁においてはこのような指	
	breach acting in concert rules or the "act	するために、「法的論点に係る考え方の整	摘への対応について今後検討を進めること	
	of making important suggestions"	理」を更新すべき。	が期待されます。	
	(他 同旨1件)			
スチュ	ワードシップ活動の結果の公表			

المراملة بالمتحاسم بمستمعا معتلم بدما بدما		- コヒーエ の 把 ビリー ゴ キロコ リ キーシャー・サルト ー・ビー
arency by disclosing stewardship	スチュワードシップ活動の公表により透明	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
es enhance the accountability that is	性を図ることで、スチュワードシップ活動にお	います。
to stewardship activities.	いて重要であるアカウンタビリティが高まる。	
lieve the Code could be further	スチュワードシップの方針やプロセスの履	指針7-4における「スチュワードシップ活
ed by emphasizing the outcomes and	行に焦点を当てるのではなく、スチュワードシ	動の結果」の公表については、同じく指針7
veness of stewardship activities -	ップ活動の結果と実効性を強調することによ	-4において「自らの運用戦略と整合的で、
than focusing on the implementation	り、コードに更なる改善がもたらされることを	中長期的な企業価値向上や企業の持続的
cies and processes. As a reference,	期待する。英国のスチュワードシップ・コード	成長に結び付くものとなるよう意識すべきで
eve the framework used in the UK	では"期待される報告事項"でスチュワードシ	ある。」としております。
dship Code may be a workable	ップのアウトカムを強調しており、この枠組み	これは、スチュワードシップ活動の結果の
n as it emphasizes stewardship	が実行可能と思われるので、参考まで付記	定義を形式的で表面的なものと捉えるような
nes in the "Reporting Expectations"	する。	動きが促進されないようにし、企業価値の向
commend introducing a greater	スチュワードシップ方針よりもスチュワード	上の観点から重要な議題ではなく達成容易
sis on reporting on stewardship	シップの結果の報告に重きが置かれるように	な課題への注力が進むような事態を防止す
nes rather than stewardship policies.	するべき。スチュワードシップ活動報告をより	る観点から記載されたものであり、形式的な
n refine the information provided in	強調し、署名機関リストの中で提供される情	結果の追求に終わらせずにコードの目的に
st of signatories, putting more	報をより洗練させることが考えられる。公開テ	沿った活動を行っていただきたいという趣旨
sis on the 'stewardship activity	ィアリングを行うということであれば、スチュワ	のものです。つまり、ここにおける「結果」と
'. You can also use the reports and	ードシップ活動報告や議決権行使結果もべ	は、例えば、単純な対話の件数等がその主
isclosure of voting results as	ンチマークとして使えよう。	眼に置かれていると見るべきではないと考え
narks if you include a public tiering		ます。
e.		なお、「結果」につき、現在記載している以
lcome the inclusion to disclose the	スチュワードシップ活動の結果の開示は	上に個別に詳細な定義をすると、却って列挙
of stewardship activities. However,	好ましいことである。一方、不要な報告負荷	項目のみに注力すれば足りるとの誤解を招く
	es enhance the accountability that is to stewardship activities. lieve the Code could be further ed by emphasizing the outcomes and veness of stewardship activities – than focusing on the implementation cies and processes. As a reference, ieve the framework used in the UK dship Code may be a workable in as it emphasizes stewardship nes in the "Reporting Expectations" ecommend introducing a greater sis on reporting on stewardship nes rather than stewardship policies. In refine the information provided in st of signatories, putting more sis on the 'stewardship activity c'. You can also use the reports and isclosure of voting results as harks if you include a public tiering e. loome the inclusion to disclose the of stewardship activities. However,	to stewardship activities. lieve the Code could be further ed by emphasizing the outcomes and veness of stewardship activities – than focusing on the implementation bies and processes. As a reference, leve the framework used in the UK dship Code may be a workable n as it emphasizes stewardship nes in the "Reporting Expectations" commend introducing a greater sis on reporting on stewardship nes rather than stewardship policies. is on the 'stewardship activity sis on the 'stewardship activity '. You can also use the reports and isclosure of voting results as narks if you include a public tiering e. come the inclusion to disclose the come

それもあることから、より詳細な定義を定 ることは控えることとさせていただきます。
ることは控えることとさせていただきます。
貴重なご意見として承ります。
貴重なご意見として承ります。

	resolution at each company's AGM.	のように投票したのかを公表、のいずれかを	
	resolution at each company's Adm.		
		求めるべき。	
	The proposed revisions need to focus more	本改訂案は、企業年金基金、銀行含む金	貴重なご意見として承ります。
	on ALL shareholders, including corporate	融機関、公的企業、一般事業会社を含む、	
	pension funds, all financial institutions	全ての株式保有者により焦点を当てるべき。	
	including banks, public corporations and	日本の上場株式の大半がこれらの企業に	
	general corporations.	よって保有されていることを考えれば、責任	
	Given the significant portion of Japanese	ある投資家としての責務を果たすことが期待	
100	listed equities held by corporates, they	されるべきであるし、利益相反の存在する程	
109	should be expected to fulfil duties as	度や利益相反管理がどれほど果たされてい	
	responsible investors and to disclose the	るかについて公表することが期待されるべ	
	extent to which any conflicts of interests	き。利益相反管理が有効にされないのであ	
	are identified and addressed, and if they	れば、株式の売却の計画についても公表し	
	cannot be effectively managed, the plan for	てしかるべきである。	
	exits.		
	(他 同旨4件)		
	Asset managers, retail shareholders,	運用機関、小口金融保有者、企業年金株	貴重なご意見として承ります。
	pension fund shareholders, corporate	主、法人株主、議決権行使助言会社、リサー	
	shareholders, proxy advisors, research	チアナリスト、運用コンサルタントなどの全て	
110	analysts, and other investment consultants	の企業へのアドバイザーは本コードの目的	
	and advisors should hold themselves	に対して責任を持つべきである。	
	accountable to the Aims of the Code.		
業務0	D執行には携わらない役員との対話	·	

	We strongly agree with footnote 14. Outside	強く賛同する。社外取締役と監査役は歴	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	directors and kansayaku have historically	史的にも直接投資家と会うことを躊躇してき	います。
	been hesitant to directly meet investors. As	た。独立取締役が経験を積み、その果たす	
	independent directors gain experience and	役割が大きくなるにつれて、社外取締役と監	
111	their role is expanded, it is important that	査役両方が投資家と会って直接話を聞き、	
	they both hear concerns directly from	視野を広げることが重要である。	
	investors and broaden their perspectives by		
	meeting with investors.		
	(他 同旨1件)		
	We highly welcome footnote 14. We find	脚注14に強く賛成する。そのような面会は	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	such meetings very helpful and think that	大変役に立つものであるし、英国のような他	います。脚注 17 の内容はご指摘のとおり重
	they should be done more often, as they are	の市場では既に行われており、米国でも増	要なものと考えますが、指針をより詳細に補
112	already in other markets such as the UK,	加傾向であることを考えれば、日本において	足する役割のものであるため、現状どおり脚
	and increasingly in the US. We strongly ask	もより頻繁に行われるべきと考える。脚注で	注へ記載することを維持させていただきま
	that this point be included in the main text	はなく本文に記載されることを強く求める。	す。
	rather than the footnote.		
その他	也		
	The change to Guidance $2-3$ seems to hurt	指針2-3の改訂は、リソースが限られて	本コードはプリンシプルベース・アプローチ
	the smaller asset managers that have	いる小規模な運用機関に対して重荷であり、	を採用しており、運用機関において、顧客・受
113	limited resources and further discourages	日本でのビジネス意欲を減退させる。この指	益者の利益の確保や利益相反防止のため
	establishing a business in Japan. This should	針は運用機関の顧客に対してのみ適用され	の取組みがそれぞれの運用機関ごとの適切
	only apply to the asset managers' clients.	るべき。	な形で進むことを期待します。
114	We hope footnote 15 helps internal	脚注 15 により部署間の連携を促進するこ	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
114	communication.	とを望む。	います。

	Or a de la transmissión de la compañía de la	セナレンフィーロー じシップは 地次に広	生またごき日 レ イズリナナ
	Good stewardship relies on investors	好ましいスチュワードシップは、投資に係	貴重なご意見として承ります。
	choosing the right approach and material	る特定の状況に応じて投資家が適切なアプ	
115	issues to engage on depending on the	ローチと重要な課題を選択することに依存し	
115	specific circumstances of their investments.	ている。このような考えの下では、コードの各	
	On this basis, we support the continuation	状況について「コンプライ・オア・エクスプレイ	
	of 'comply or explain.'	ン」ベースを継続することに賛成である。	
	We welcome the openness of the Code to	前文において、コードが定期的に改訂され	貴重なご意見として承ります。
	periodic revision in preamble. Periodic	ることを予定している点を歓迎する。定期的	
	revision improves the legitimacy of	な改訂によって、スチュワードシップ・コード	
110	stewardship codes or principles and assist	やコードの原則の正当性は増すほか、柔軟	
116	market actors to gradually improve their	に段階を踏んでソフトローで求められている	
	stewardship practices following a flexible	ことを吸収していくことで、市場関係者は少し	
	and escalated absorption of requirements in	ずつスチュワードシップの実務を改善していく	
	soft law instruments.	ことが容易になる。	
	Footnotes 13 to 17 should be included in the	脚注 13 から 17 は本文に移動すべき。そう	脚注 13 から 17 の内容はご指摘のとおり
	main text. This will help investors to	すれば、機関投資家は「建設的な対話」を理	重要なものと考えますが、各指針をより詳細
117	understand 'constructive dialogue' and	解しやすくなるとともに、適切なスチュワード	に補足する役割のものであるため、現状どお
	promote appropriate stewardship activities.	シップ活動が促進されるであろう。	り脚注へ記載することを維持させていただき
			ます。
	We note that there is a change in the	指針3-3において用語の変更が行わ	「運用戦略」とは、コードの受入れ表明を
	terminology and you now use the term	れ、「運用戦略」という言葉が使われている。	行う主体レベルにおける投資の戦略を指しま
118	'investment management strategy' (see	「方針」や「スチュワードシップ活動報告」とい	す(当該用語についての本検討会における
	also Principle 3-3). We would like to see	う用語と比べこの言葉がどのように使われて	議論については、第3回会合の議事録及び
	some more clarification in the use of this	いるのかをより明確にしていただきたい。	三瓶メンバーの意見書をご参照ください。)。

	term as opposed to the terms (stewardship)		「スチュワードシップ責任を果たすための方
	' policy ' and ' stewardship activity		針」は、スチュワードシップ責任をどのように
	reports' (see also Comment 3 above).		考え、その考えに則ってどのように果たして
			行くのか、また、顧客・受益者から投資先企
			業へと向かう投資資金の流れ(インベストメン
			ト・チェーン)の中での自らの置かれた位置を
			踏まえ、どのような役割を果たすのかについ
			ての明確な方針を指します。「スチュワードシ
			ップ活動報告」は、機関投資家におけるスチ
			ュワードシップ活動の報告を指します。
	Encourage outcome-oriented engagement.	結果重視のエンゲージメントを促進すべ	指針4-4においては、機関投資家は、実
	Including expectations that signatories set	き。署名機関がエンゲージメントに先んじて	際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企
	objectives in advance of engagements and	目標を設定し、適切な場合にはエスカレーシ	業との間でどのように対話を行うのかなどに
119	be prepared to escalate when appropriate	ョンの準備をするよう期待することは、投資	ついて、あらかじめ明確な方針を持つべき、
	could improve outcomes from dialogue and	家と企業の対話の成果を向上させ、長期的	としております。エスカレーションを行う場合
	contribute to long-term value creation.	な価値を生み出すことに資する。	も含めた方針を持つことも一つのアプローチ
			であると考えます。
	The change of the wording of Principle 7 is	原則7における文言の修正は正しい方向	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ
	a step to the right direction. This allows for	性のものである。	います。
	more flexibility, though we still find the	特に大規模なポートフォリオを持つ署名者	
120	criterion of 'in-depth knowledge of the	の場合、「投資先企業の深い理解」の基準を	
	investee companies ' difficult to be	満たすのは難しいと思うが、本原則の改訂は	
	assessed and satisfied, especially for	柔軟性を残していると考える。	
	signatories with large portfolios.		

	We halisse Drivelate 7 is the last it for	<b>店即フォエンビージョントに開ナて手声</b> な	ホコの物ビルご共同いたおもちゃくど
121	We believe Principle 7 is the key point of	原則7はエンゲージメントに関する重要な	改訂の趣旨にご賛同いただき有難うござ 
	engagement. Some investors may not have	部分である。企業との適切なエンゲージメン	います。
	the scale and scope to appropriately engage	トを実施するために必要な規模や視野を持	
	with companies, but, at least, should vote	ち合わせていない投資家もいるが、少なくと	
	their shares responsibly in accordance with	も、彼らも投資先企業の中長期的な利益に	
	the mid- to long-term interests of their	かなうように議決権を行使すべき。その他の	
	investee companies. For other investors,	投資家は、企業の中長期的な成功に資する	
	research and insights into a company's	ような生産的なエンゲージメントのために、企	
	business and various factors affecting the	業のビジネスやそれに影響を与える様々な	
	business and the company are all important	要因に対する調査・洞察力が重要である。	
	for productive engagement for the mid- to		
	long-term success of the company.		
	In order to assist in developing high quality	より質の高い対話の進展に資するため	対話に取締役が応じることに関しては、コ
	engagement, we would like to see companies	に、企業に対し、企業が(少数株主を含む)	ーポレートガバナンス・コードの補充原則5-
	disclose their attempts to engage with	投資家との対話を試み、企業において誰が	1①において、「株主との実際の対話(面談)
	investors (including minority shareholders)	対話に応じたかを開示することを求める。株	の対応者については、株主の希望と面談の
100	and who at the company undertook that	主としては、取締役と直接対話できることに	主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範
122	discussion. As shareholders we particularly	特に価値があり、我々の経験上、そうするこ	囲で、経営陣幹部または取締役(社外取締
	value the ability to speak directly to the	とで企業にポジティブな変化が促される可能	役を含む)が面談に臨むことを基本とすべき
	board, as in our experience it is more likely	性が高い。	である。」としております。引き続き、企業にお
	to facilitate positive change.		いて建設的な対話に向けた体制を整えるよう
			促すことが重要であると考えます。
123	The government should not put up barriers		貴重なご意見として承ります。
	to hostile takeovers since it could play an	べきではない。敵対的買収は日本の断片化	
I			

· · · · ·			1
	important role in the consolidation of	している産業構造を統合する意味において、	
	Japan's fragmented industry structures.	重要な役割を果たし得るからである。	
124	The Code should include engagement with	本コードは投資家のスチュワードシップ責	貴重なご意見として承ります。
	policymakers within investors' stewardship	任に政策立案者へのエンゲージメントを含め	
	responsibilities. Public policy has a	るべき。公共政策はサステナビリティと金融	
	substantial effect on the sustainability and	市場の安定に多大な影響を与える。	
	stability of financial markets.		
	We ask that the FSA considers the recently	先般公表された英国のスチュワードシッ	本コードにおいては、機関投資家等にスチ
	published UK Stewardship Code and reflect	プ・コードを受けて、本コードにおいても受入	ュワードシップ責任を果たすための方針の公
	on whether additional emphasis could be	機関のスチュワードシップ活動報告の提出に	表やスチュワードシップ活動報告をしていた
125	given in Japanese Stewardship Code on the	ついても追加することを検討いただきたい。	だくことにより、そうした情報を基に市場関係
120	reporting by signatories of stewardship		者における判断に役立てていただくことを念
	activities outcomes achieved.		頭に置いているため、現時点で、当局におい
			て報告内容の適否を判断して選別すること
			は検討しておりません。
	FSA should consider adopting a tiering	金融庁は、本コードの署名機関に対してテ	本コードにおいては、機関投資家等にスチ
	exercise for signatories. For the Code to be	ィアリングを実施することを検討すべき。コー	ュワードシップ責任を果たすための方針の公
	truly effective, the quality of reporting	ドが真に効果をもつために、報告の質は運用	表やスチュワードシップ活動報告をしていた
	should be a tool for competitive	機関間の競争による差別化のツールや運用	だくことにより、そうした情報を基に市場関係
126	differentiation among asset managers and a	機関選択手続におけるアセットオーナーの情	者における判断に役立てていただくことを念
	relevant source of information for asset	報源でもあるべき。また、コードのエンフォー	頭に置いておりますため、現時点で、当局に
	owners in manager selection procedures.	スメントを高めるべき。	おいてティアリングを実施することは検討して
	Moreover, the enforcement of the Code		おりません。
	should be improved.		

	(他 同旨1件)		
127	The Code needs to address the stewardship	本コードは、パッシブな株式保有者のスチ	パッシブ運用が広がる中でのエンゲージメ
	role of passive shareholders.	ュワードシップにおける役割に言及すべき。	ントの在り方については、有識者検討会にお
			いても指摘がなされ、今後の検討課題とされ
			たところです。